情動行為と刑事責任 (三)

林

美 月 子

第四章

わが国における判例及び学説

西ドイツにおける判例及び学説(以上一八巻三号)

精神医学的-心理学的アプローチ

責任概念の変遷(以上一八巻二号)

次

第 第 (三 (二 (+) 節 (三 (二) (+) 節

布置的因子を要求する傾向

意識的展開以前 わが国の判例

わが国の学説 植松教授の見解 植村判事の見解

鈴木参事官の見解

123 (123)

第一節 強壮性情動と虚弱性情動器五章 強壮性情動と虚弱性情動

第二節 無過失による説明

第三節 期待可能性の不存在による説明

第四節 考 察

章(以上本号)

第四章 わが国における判例及び学説

第一節 わが国の判例

分の洋行や結婚について話し合った後、床に入って寝たが、気がつくと、父母を滅多斬り又は滅多突きにしていたと たのである。もちろん、以前にも、心的葛藤状態を背景とした意識障害を扱った判例はあった。たとえば、父母と自 である。 味噌小屋で猟銃を見つけ、盗みが発覚すれば殺されると思い、父、兄夫婦等七名を順次殺害し、倒れた父のそばに立っ 淡にされ、他人の物置小屋で雨露をしのいでいた被告人が、味噌が切れていたことに気づき、父の家に盗みに行ったが、 ているときに我に帰ったという事案につき、てんかん性素質、精神薄弱症、変質徴候、アルコールに対する反応異常 いう事案につき、病的脳波を示すてんかん素質を軸とし、自己の業務上横領の発覚を恐れて感情的緊張状態にあった わが国の判例が情動行為者の責任能力の判断基準等について明示的に展開するようになったのは比較的最近のこと 犯行当日飲酒していたこと等から、夢中遊行ともいうべき朦朧状態を認めて心神喪失とした判例、父や兄に冷 つまり、 意識的展開以前 前述の武村教授や後述の植松教授の論文発表後にはじめて、 判例もこの問題に取り組むようになっ

ない

ので、

他人の衣類を窃取し、

次いで突発的に放火した。

第一審では村松常雄博士が鑑定されて、

カ

6

異常興奮状態に陥った。

そして、

もっぱら自己の衣類を取り戻すために主家へ行ったが、

する場合であった。 性朦朧状態と殆んど同様の状態」「睡眠酩酊」における犯行であり、(5) れらにおいては、それぞれ、「夢中遊行というべき癲癇性朦朧状態」「単なる心因性の意識障碍と違って純然たる癲癇(4) による意識障害については問題とならなかったのである。 斧で損壊したという事案について、 眠中に他の船員に殺されそうになった夢を見た被告人が、夜間就寝中等であった船員六名を斧で切りつけ、 害を生じ、 意識障害となり、鉄砲を目撃したことが契機となって被害妄想的思考、 素質を背景として、 一過性の発作的精神障害による朦朧状態に陥っていたとして心神喪失を認めた判例、(2) したがって、 家庭的環境に基因する不快、 心的葛藤がそのような状態の発生に影響し又は影響しえた事案ではあったが、 睡眠酩酊状態による意識混濁を認めて心神喪失とした判例等がある。 憤懣の感情的緊張により、 病的意識障害や睡眠酩酊による意識障害に該当 恐怖的感情與奮によって突然意識に著しい障 当夜は相当飲酒していたこともあって 航海中の船舶 しかし、 機械類 内で 情動 そ を 睡

が生活費に使ってしまったことで口論となり、 兄が病気で重態であったために母と交替で徹夜で看病した。また、 嘔気、食欲不振を訴え、全く疲労し、気分も苛立ち、その心身の苦痛に耐えかねて自宅に戻った。さらに、帰宅後も、 て客より肉体関係を強要され、これを拒否して三日間殆んど眠れなかった。 りである。被告人は家計の窮乏を救うために、父から強いて芸妓に出され、 を示していた。 他方では、 病的要素のない正常人の情動行為に関しても、 第一は、 放火罪と窃盗罪について心神耗弱状態における犯行と認めたものである。 (6) 父より殴られたために、父に対する憤懣や芸妓を止めたいという一心 なお、 愛人が前借金返済用として工面してくれた金を父 以前にも、 また、 翌晩から座敷に出されて、二晩にわたっ 次の判例がその責任能力について判断 当時妊娠していたこともあって、 事案は以下のとお

自己の衣類が見つ

結論として

不眠、 弱の認定に影響していることは否定できない。 精神病状態にあった」とされ、心神喪失か、心神喪失に近い心神耗弱に該当するとされた。第一審及び第二審ともに、(7) の窮乏と無理解な父親の仕打ちにあることを強調しており、事案を特徴づけるという意味での無責性の要件が心神耗 とくに判断を示していない。他方、無責性の要件についても、 く高度であったとは認められないが、意識の清明度及び意識野の広さに著しい障碍を来たして居り、 告人は犯行当時身体的及び環境的諸条件に基き精神的感情的原因に因る心因病的反応の状態にあり、 意識障害を認めたのである。したがって、次に布置的因子を要件としているか否かが問題となる。 右鑑定を採用して心神耗弱を認めた。本件では、病因のないいわゆる正常人の情動行為が問題となり、 疲労という要因が存在し、鑑定も、身体的要因も共働して意識障害に至ったとしたが、判決はこの点について 判決は説明していないが、本件犯行の根本原因は一家 本件では、 明らかに顕著な 判例はここで

等と言いながら、 室に寝に行く途中、 眠できなかった。犯行当日午前一時頃、 て、結局は不調となった。その後は被告人と感情的にも対立していた。そして、窃盗、暴行、詐欺等で前科を重ね、 しにする等と暴言していた。そこで、被告人は護身用として中の間の出格子の中に鉄棒を用意する等したが、 ていた。その後、 務所から出所して以後は、被告人方に身を寄せ、 れたものである。被害者である被告人の実弟は、被告人所有の田畑の一部を自分に贈与してもらおうと調停を申し立 第二は、被告人が被害者から恐喝的な態度を示されて激しい興奮状態に陥って殺人した場合について心神耗弱とさ 被告人の咽喉部に火箸を突き出した。被告人は、 連日金を要求するようになり、時には被告人に火箸を突きつけて、もし金をくれなければ一家皆殺 被害者が暴力に訴えるかもしれないと考えて、隠しておいた鉄棒を自らの敷布団の下に入れ、 被害者は被告人方下炉の炉端で、今すぐ十万円出さなければ火箸で突き殺す 胃弱の医療のため等と称して、被告人から小遣銭をもらって徒食し 今は夜だから明日まで待ってほしいと答えて、

づけとしての無責性が心神耗弱の認定に決定的な役割を果たした一例と言えよう。

被告人の妻は近隣の男性と不倫な関係に陥り、被告人も時には暴力を振る

第三は、次のような事案である。

る。 これを要するに本件犯行の直接的原因の大半は被害者家一にあったものと認められる」として、(1) 等しい被害者の境遇への深い理解が強調され、これに対して、被害者は「恐喝的言動を反復して金銭を要求し、 であったのではなかろうか。すなわち、被告人の善良で正直な性格、経済的貧困、 子とみうるか、 に被告人を極めて高度な迫害観念と精神的疲労に追い込んだことは、正に本件犯行を挑発したとも言えるのであり、 あったといえるかに疑問があるように思われる。むしろ、事案の特徴づけという意味での無責性が本判決では決定的 定が行なわれたのかも明らかではない。さらに、本件では、とくに前もって護身用の鉄棒を用意しており、 感と迫害感に襲われ、これが連日の不眠と苦悩とによる疲労感と一緒になって激しい爆発的興奮状態に陥って、 で被害者の後頭部を強打し、さらに六、七回打って脳損傷によって死亡させた。本件では、 困 って騒いだりしたことを思い出した。そこでにわかに、被害者をこのままにしておけば被告人一家が危いという焦慮 人の子に乱暴したり、被告方から米等を盗んだり、飲酒の上で田をくれなければ皆殺しにするといってまさかりをも 衣のまま布団の上に俯伏になった。そして、 難であり、 白井裁判官が指摘されるように、本件では、まさに、右の事情が心神耗弱の認定に非常に影響したといえるので ボア等のいわゆる先形成が存在していたと考える余地もあり、精神医学的のみならず、心理学的にも意識障害で このようにして、 そうかといって、 布置的因子は必要かが問題となるが、判決はこの点についてふれていない。また、 本件は、 要求に応じなければ皆殺しにされかねない等と考え、さらに、以前にも被害者は被告 精神医学的及び心理学的には意識障害が必ずしも明白ではない場合に、 十万円の金策のできる当もなく、 借財等も被告人の経済状態では 前科者として社会的信用もなきに まず、 両者は対置されてい 判決文上は精神鑑 疲労感を布置的因 事案の特徴 あるいは、

所は、 性意識障害による朦朧状態にあったことを認め、責任能力を完全に近く欠いていたと鑑定した。これに対して、 を適当と考えると鑑定した。もしそうであるならば、病的意識障害のカテゴリーにも入りうるので、とくに情動によ(4) 執拗な態度に憤激し、これまで耐えてきた憤懣が一時に爆発し、作業用小刀を手にするや、 に応ぜず、被告人を愚弄し、さらに、金の返済を要求し、結局、被告人とつかみ合いの喧嘩となった。被告人は同家 し不可能であったことを根拠として、癲癇性性格に基づく朦朧状態下の犯行であるとし、心神耗弱あるいは心神喪失 カ所突き刺して即死させた。堀口良男鑑定人は、被告人は癲癇性性格者であること、及び、(3) の庭先まで立ち去ったが、追いかけてきた妻とその兄に転倒され、取っ組み合ってもつれているうちに、妻の余りに この調停に従って、被告人は妻との衣類の交換のために妻の実家へ行った。しかし、妻とその兄は口実を設けてこれ であり、 についても判決はふれていないが、事案としては妻の不倫行為を発端として被告人が精神的に苦しめられてきたもの 程度を追想可能性によって決定しようとする点で、 た。本判決も、 ころである」とした。しかし、結局は、軽度の意識障害を認め、限界知能、 疑問の多い自首調書を主に採用して意識障害の結論を導いた白木鑑定人の鑑定は当裁判所のにわかに左袒し得ないと る意識障害は問題にならないであろう。しかし、裁判所は、右の二つの根拠を排斥した。他方、 固執性性格、 意識障害の存否ないし程度は犯行時についての追想可能性によって決定するほかはないが、「被告人の供述中 事案の特徴づけという意味での無責性は存在するといえよう。 前の二つの判決と同様に、布置的因子の要否について説明していない。しかし、意識障害の存否及び 妻の不倫行為を発端とする偏執状態を背景とした被害者達との感情的激突の結果、一過性の心因 布置的因子を要求しない立場により近いといえる。 偏執状態等をも考慮して、心神耗弱とし 両名を順次所かまわず数 犯行時の追想が困難ない 白木鑑定人は、 無責性の要件

離婚調停を申し立てた。

仲は全く破綻寸前であった。その後、

妻は被告人の留守中に衣類や家財道具を実家へ搬出し、

ているといえよう。 犯行後の状況、 においても、 大視していることを指摘し、第二審における松岡鑑定や原審での奥村鑑定人の証言に従って、 罪の意識も常人の全く理解し難い程異常とは認められないこと、さらに、右の鑑定は犯行後における心身の状況を過 方法等について具体的、 いは、 朦朧状態ないし喪失、 受けて争いとなる虞れがあること等を思い患っているうちに、Sの殺害を決意し、午後四時頃、 絞殺した。第一審での奥村、 慮の念に駆られ、一方で、従来Sから不愉快な肉体関係を迫られ傷害まで加えられたうっ積や、 た。しかし、Sが大声で苦痛を訴えて近隣の者を呼びよせようとしていることを知り、 場に押し倒され姦淫されそうになったために、激昂して、附近にあった薪をもってSの頭部を強打してその場を逃げ 被告人が拒絶すると怒って同女を殴打し負傷させていた。犯行当日も、 一審は、Sを傷害した後の意識朦朧状態は昼頃には快方へ向かっていたこと、司法警察官や検察官には犯行の動機や 第四の事案は次のとおりである。(6) (性の要否についても判断を示していないが、本件においても、事案の特徴づけとしての無責性は明らかに存在し 意識障害を伴う心因精神病であるとして、心神喪失とした。第一審はこの鑑定を採用して心神喪失とした。 月経を布置的因子とみうるか否かが問題となるが、この点についてはとくに説明されなかった。むしろ、 記憶の欠損、 逮捕勾留時における興奮衰弱、 正確に供述していること、犯行中から犯行後の言動はこの種の激情犯人に共通のものがあり、 自責の念などを重視する点で、ウンドイッチらの見解に近い側面をももっている。次に、 岡本両鑑定は、精神医学的負因、月経による心身の変調、 離婚後も夫の父Sと同居していた被告人に対し、 記憶の欠損を重視して、 午前七時頃、 意識混濁を伴う心因性朦朧状態、 被告人は炊事場で襲われ、 Sはしばしば肉体関係を迫り、 犯行前後の再度にわたる意識 被告人は発覚を恐れて不安焦 心神耗弱とした。本件 将来も同様の要求を Sを背後から手拭で その

さらに、 第五例として有名な刑法二〇〇条違憲大法廷判決(最判昭和四八年四月四日刑集二七巻三号二六五頁)

二審判決をあげることができる。すなわち、被告人は一四歳の時に被害者である父に無理に姦淫され、それ以来不倫 眠を妨害した。被告人は被害者から逃げ出すことも、一時抜け出して婚約者と面談することも、他の助言、援助を求 至った。このような状態で約一〇日を経過して犯行当日に至った。被害者は床から起き出し、被告人にいわれのない めることも思うに任せず、独り煩悶、懊悩していたため、食欲も減退し、睡眠不足も加わって心身ともに疲労するに ら脱出しようとしたが、被害者はこれに反対し、脅迫的言辞を繰り返した。また夜は被告人に性交を求め被告人の安 な関係を強要されて五人の子供まで生んだ。その後、被告人は同じ勤務先の男性と婚約し、現在の嫌忌すべき境遇か て刑を免除した。第二審では二〇〇条が適用され、過剰防衛の点は否定されたが心神耗弱とされた。本件においても、 上で、この行為を自由に対する過剰防衛とし、さらに睡眠不足と心労のため心神耗弱にあったことや情状等を考慮し て自分の自由を得るためには被害者を殺害するよりほかないと考えて、絞殺した。第一審は刑法一九九条を適用した 暴言を吐き被告人を罵ったので、被告人も反駁したところ、被害者は益々怒り出し、 文上は精神鑑定が行なわれたか明らかではない。すなわち、ここでも精神医学的、 はたして睡眠不足と心労が布置的因子として十分かが問題になるが、判決はこの点についてふれておらず、また判決 被告人は、被害者の被告人の幸福を蹂躙して省みない無情身勝手な態度に憤激し、このような窮境から脱出し 心理学的に意識障害が必ずしも明 被告人の両肩にしがみつこうと

するか否かが問題となるわけであるが、この時点では、まだ判例は布置的因子について十分な知見を有するに至って 以上の五例においては、病的意識障害や睡眠による意識障害ではなく、正常人の情動による意識障害が問題となっ 態度決定していない。ただ、第三例は心理学的な基準を重視して意識障害について判断している点で注目さ 判例は、ここで、正常人の場合にも三九条の適用を認める。 したがって、次に、 布置的因子を要求

らかではない場合に、

無責性の要件が三九条の適用を促したように思われるのである。

準を充足したものについて、さらにそのような無責性を重視するというのではなく、 的にも意識障害であることが明白でないにもかかわらず、無責性ということ自体が限定責任能力についてではあるが 5 三九条の適用を促したように思われるのである。 例ともに存在するといえる。そして、白井裁判官の言われるように、そのような事情が責任能力の判断において重要 な役割を果たしていることは確かであろう。とくに、第二例及び第五例においては、 例でも被害者が暴力や恐喝的言動に出ており、第三例でも被害者が不倫行為を行ない、その後も家具を持ち出すなど 父が被告人を芸妓に出すなどして、善良な被告人に精神的苦痛を与え、 れる。さらに、 被告人の葛藤状態が生じている。第五例も同様である。したがって、事案の特徴づけという意味での無責性は五 自分から申し立てた調停にも従わないという事情が存在する。第四例でも、不倫な肉体関係を強要されたことか 無責性の要件についても判例は態度を決定していない。 いわば犯行を挑発しているともいえる。 しかし、事案としては、 精神医学的のみならず、 精神医学的あるいは心理学的基 第一例の場合には、 心理学

無責性それ自体が三九条の適用に影響しうるのかについて、 こうして、 布置的因子の要否、 無責性の要否、さらに、意識障害の存在に加えて無責性が必要なのか、 判例が 意識的に態度を決定することが望まれたのであ それとも、

- (1) 静岡地裁沼津支部判決昭和三一年二月二三日判例時報七四号二八頁。
- (2) 仙台高判昭和三三年三月二六日高刑集一一巻四号一六九頁。
- (3) 東京高判昭和四一年九月九日判例時報四七五号五八頁。
- (4) 村松常雄・植村秀三・精神鑑定と裁判判断(昭和五○年)四一七頁。
- (5) 判決の基礎となった林暲氏の鑑定による。高刑集一一巻四号一八二頁。
- (6) 名古屋高判昭和三一年四月二三日高刑裁判特報三巻九号四三四頁。

- (7) 高刑裁判特報三卷九号四三五頁。
- 8 村松・植村・前掲書三六四頁。なお、本書には、本件の第一審判決、控訴趣意書、上告趣意書及び最高裁の上告棄却決定の摘録もある。
- 子を付したが、第二審は放火罪の公共危険性を重視して、検察官の量刑不当の控訴を理由ありとし、被告人を懲役二年六月(執行猶予なし) に処した。この点について、植村裁判官は、二審判決は「被告人の苦境がその責に帰すべきものではなく、悲運の結果にすぎないことを、充 で、心神喪失を認める余地は充分ある」。村松・植村・前掲書三七五頁。 分に理解していない」とされる。さらに、植村裁判官によれば「本件の犯行が、被告人の平素の真面目な人格とあまりにもかけ離れているの 白井皓喜「判例に現われた心神喪失、心神耗弱について①」判例タイムス一五二号(昭和三八年)一五頁、一六頁。但し、第一審は執行猶
- (10) 福島地判昭和三三年九月二四日第一審刑集一卷九号一五四七頁。
- (11) 第一審刑集一巻九号一五五一頁。
- (12) 白井·前掲論文一五頁。
- (13) 水戸地裁土浦支部判決昭和三四年八月三一日下刑集一巻八号一八四二頁。
- (4) 下刑集一卷八号一八四七頁。
- (15) 下刑集一卷八号一八四八頁、一八四九頁。
- $\widehat{16}$ 心神耗弱を認めた例として、福岡地判昭和三八年一月一一日、判例集未登載。白井・前掲論文一五頁。 広島高判昭和四三年一二月六日判例タイムス二二九号二六二頁。同様の事案で、被告人が反応性うつ病や神経症を起こしていた場合につき
- 17 宇都宮地判昭和四四年五月二九日刑集二七卷三号三一八頁。東京高判昭和四五年五月一二日刑集二七卷三号三二七頁。

① 布置的因子を要求する傾向

従い、布置的因子を要求するものが主流であるといえる。以下にそれらの判例をあげる。まず、布置的因子の存在が 能力の問題として扱う傾向がみられるようになった。そして、公刊物に発表された判例の中では、武村教授の見解に 武村教授の論文及び後述の植松教授の論文が発表されてからは、正常人の情動を情状論としてばかりでなく、責任

第一例は次の事案である。被告人は、 被害者である兄から従来より飲酒の上で理由なく暴行をうけていた。そして、 肯定されたものからみてみよう。

による意識障害があっても、

行為の

統制が可能であるため刑責の免除を許すことはできないと考えられている。

意識は清明であるから、

狭窄した範囲で事象の認識とそれに従った是非の弁別と自己の

社会秩序の維持を使命とする刑法の一般予防作用を否定することになりかねないからである」

免責を認めることは、

していて、 混濁を伴う意識障害を生じていた疑いが多分にあるとした。浅野鑑定は、 長期間の感情的なうっ積が爆発し、そのために、 う生物学的要素、 眠不足気味であったこと等の生理的条件が共働して、警愕体験反応と爆発反応を起こし、そのために犯行時には意識 **酊は見い出されない。阪口鑑定は、** に対して、 したことも二度程あった。(8) 自首した。 被害者の胸部、 これに耐えていた。犯行当日も、 ようとしたが、 大阪地裁は右の鑑定に従ったが、それを次のように理論づけた。 すなわち、「正常な人間のいわゆる『正常』な情動による犯罪行為 それは生物学的要因も作用しているために意識混濁を伴っていたことも十分考えられるとした。 被害者は酒癖が悪く、とくに父が死去してからは、飲酒の上での乱暴が激しくなり、 判決によれば、 被害者に阻まれて暴行を加えられたために、遂に憤激のあまり、炊事場から菜切庖丁を持ち出して、 右頸部を突き刺した。 夜勤明けによる睡眠不足、 本件犯行前に約三〇分にわたって受けた暴行、とくに後頭部を殴打されたことと夜勤明けのため 被告人には、てんかん、器質性脳障害、 被告人は、 被害者は飲酒して、被告人を再三にわたって殴打した。被告人は一旦は戸外へ逃げ 意識障害をきたしやすい精神的・機能的要因、 真面目で、 被害者の「助けてくれ」という声で我に帰り、 犯行前に受けた長時間の暴行という生理的条件とが準備要因となって、 犯行時には、心因性の意識狭窄を主とした一過性の意識障害を起こ 家族からも信頼され、 まず、 精神薄弱、 経済的にも一家の中心的存在であった。これ 単純な意識狭窄の場合には全く免責を否定 (激情犯)は、 類てんかん性素質、 精神病、 被害者から暴行等をうけた体験と 血のついた庖丁を手にしたまま 異常ないし病的アルコ たとえ行為者に意識野の狭窄 自律神経失調傾向とい 熱湯を投げかけたり ール 睡 酩

蓋し、このような場合においても

決は次のようにいう。「ところで、意識障害を惹起した主要因が身体疾患(体因)に起因する場合に責任能力を否定す 摘されている」。本件では、類てんかん性素質と自律神経失調傾向が生物学的要因とされ、睡眠不足が生理的条件とさ摘されている」。本件では、類てんかん性素質と自律神経失調傾向が生物学的要因とされ、睡眠不足が生理的条件とさ 要因として中毒、 身体疾患の場合には行為時の意識障害、 という前提をたてる。 れて(犯行直前の暴行による疲労も考慮されている)、右の医学的布置因子ないしは生理的布置的条件は存在するとして、 的検討により体因性意識障害と同等に評価しうる要因(……)の有無が検討されねばならない。そして、このような えて差支えないからである。従って、 因性の意識障害の場合もそのような担保と同価値を有しうる要因が存すると判断される例外的な場合には、 ることは容易であるが、他方、心因性の全ての場合に刑事責任を追及することは却って妥当を欠く場合がある。…… 脳器質損傷、 しかし、本件では意識混濁の可能性もあるので、この前提だけでは解決できない。そこで、 重い体質異常等の『医学的布置因子』、 意識障害を惹起した主要因が、心因性のものであっても身体、精神両面の医学 従って責任能力について心神喪失という判断を担保しうるものがあるが、 睡眠不足、 疲労等の『生理的布置条件』が指 同様に考

心神喪失が認められた。(22) 濁に陥った場合をどうするかという点である。本件自体は、被告人が被害者から何ら理由なく暴行をうけ、 は生理的条件を要求した点で大きな意義がある。これは、とくに武村教授の見解に従ったものである。他方、 の点に立入る必要はなかったのであろう。ただ、 にも暴行をうけたというものであり、 は無責性の要件にはふれていない。 体因的なものが存在する場合はもちろん、 正常人の情動行為についての精神医学的見解を検討した上で、はじめて、意識的に、布置的因子ないし すなわち、布置的因子のほかにさらに無責性を要求するか、自分の責任で意識混 事案の特徴づけという意味では無責性は明白であった。 本判決のように、責任能力の判断基準を究極的には一般予防に求め 心因性のものでも布置的因子があればそれだけで意識混濁に したがって、 犯行直 判決もこ 本判決

よる意識障害は明白であり、 一般予防は必要ないと考えざるを得ないであろう。 さらに無責性を要求する必要は

昂してくるのを押えることができなかった。こうして、被告人はブランデーの空びんで、横臥している被害者の いる被告人の頸部に圧迫を加えたので、被告人は恐怖、 を二回殴打したが、 顔面を殴られ、ベッドの脇の小型書棚を倒されるなどの暴行を受けた。そして、被告人は洗面所に行ったが 欲しい。ブラジルへ行くなら自分もついていく」などと懇願するうちに口論となり、被害者から頭髪を引っ張られ、 と語りかけたが聞き入れられず、ブラジル女性のことを問いただしたところ、かえって離婚を求められ、「別れないで 干した。しばらくして、午前三時頃、ベッドに横になっていた被害者の傍らに行き、「子供を産んで落ちつきたい」等 後片付けをしたが、その際に、やりきれない気持ちから平素飲むことのないウィスキーをコップ半分位を一気に飲み 夜一一時頃帰宅したが、被害者は友人を呼んで麻雀をしていた。一七日午前二時頃に、友人は帰り、被告人は台所で しまうのではないかと感じた。二月一六日に、被告人はいつものように夕方からウェイトレスとしての勤 した夫のスーツケースからブラジル女性の恋文やその写真を発見したりして、自分と被害者との結婚生活が破綻して ル女性二名と情交関係となり、とくに一人とは被告人に秘して同棲に近い関係となった。被告人は五三年二月に帰国 者はその後、 第二は、ウィスキーの影響つまり酩酊が布置的因子として作用した事例である。 被害者は冷淡になり、被告人は他に頼る者もなく、不平を言えば暴力を振るわれるので一人で悩んでいた。 台北で被害者と同棲生活に入り、 昭和五二年九月に旅行社に勤務するようになり、一二月から二ヵ月間ブラジルに滞在し、その間にブラジ 被害者は被告人の手を払い、被告人を強く突き飛ばし、 昭和五〇年一月に結婚し、二月に夫の意思に従って来日した。しかし、 狼狽のあまり、 このままでは首を絞められてしまうと思い、 被告人は倒れた。 被害者は台湾で出生した中国 さらに被害者は倒 あに 出 来日

たこと等により、被害者を殺害する意思を抱くに至り、床に倒れた被害者を鋏で一五〇ヵ所滅多突きにし、さらに陰 たまたま近くにあった裁縫用の洋鋏で被害者の上体を力まかせに突き刺した。その際、 茎を切断し、殺害した。 恐怖、 狼狽およびこれまでひたすら堪え忍んできたことによるうっ積した感情が堰を切ったように迸り出 犯行後、ガス栓を開いて自殺を企てたが発見された(以上、第一審の認定による)。 激しく揉み合ううちに、やが

すといった稀有な犯行態様が重視された。 責任能力に著しい障害があった。とくに、二、三回刺した後の記憶がなく、 である。 精神鑑定書によれば、被告人は知能は正常であり、性格的には真面目、 鑑定の結論によれば、犯行時にはこのような性格の上にアルコールの影響もあって、情動性朦朧状態に陥 正直、従順、 自殺企図がみられ、 献身的、 保守的、自信欠乏的 一五〇カ所以上も刺

の行動に照らして了解困難な犯行態様をその根拠とする。 (3) てからは一層不安定な状態にあったこと、ウィスキー、犯行途中からの記憶の欠損、被告人の真面目な性格及び日常 態に置かれ、 判決は右の鑑定をほぼ採用した。すなわち、 我慢と懊悩を重ね、精神的に不安定な状態が相当期間継続しており、とくにブラジル女性のことを知っ 信頼していた夫から冷たくされ、夫の長期間の外国出張中は孤独な状

当初の部分が本件行為全体の非難可能性の有無、程度を判定するうえに無視して差支えない程の軽微なものでは 特段の滅弱のない状態ですでに未必的殺意をもって重大な加害行為に及んだもので、以後は右殺意の継続発展であり、 ない以上、三九条二項は適用すべきでないとした。この点について、第二審はさらに、第一に、被告人は責任能力に が多いことを理由に、 第二に情動性朦朧状態も被告人が意図的に重大な加害行為を開始したことによるもので、 第一審は右の状態は実行行為途中からのもので、犯行を決意し、着手した時点においては心神耗弱の状態に 非難可能性の減弱を認めるべき実質的根拠に乏しいとした。(24) 被告人自ら招いた面

は殺人罪の存在意義を失わせてしまうという特殊な観点から三九条二項の適用を否定したといえよう。 の酩酊に陥ったものであり、そのようなケースは殺人において多くみられ、これを責任能力の滅弱の対象とすること このように、本判決は、 布置的因子の存在も認め、意識障害の存在自体も認めるのであるが、実行行為中に自ら血

定する根拠としているのである。事案は次のとおりである。 に対して、次の判例はさらに、布置的因子が存在しないことあるいはその存否を検討していないことを意識障害を否 以上の二判例においては、 布置的因子を要件とするとしても、その存在が認められ、 意識障害が認められた。これ

招来するような条件」はなかったとした。本判決は、たとえ意識狭窄であっても意識障害となりうるとする鑑定証 識障害の可能性がある旨証言している。判決は、右証言は身体的・生理的障害条件を検討していないとして、これ(%) い 用したにすぎない前の判決よりも一歩すすんでいる。心理学的経験判断によって意識障害とされる場合を一切認めな ず、また被告人はR工業所に勤務してこのかた周囲の環境に適応していたことが認められ、従って周囲のあつれきに 排斥した。そして、被告人には身体的障害条件はもちろん「犯行当時極度の不眠、 を否定し、布置因的子を要求する。したがって、 よって心身に疲労がうっ積していたことも到底考えられないのであって、結局、本件犯行当時被告人には意識障害を ってきて刺し、死亡させたものである。平田剛氏は、被告人は精神病や精神薄弱ではないが、意識狭窄をきたし、意 ことから口論となり、被害者が、仲裁に入ったBに対しても「このガキ」と言ったので、被告人は立腹し、包丁を持 いのである。 鉄骨工である被告人が飯場で同僚とビールを飲み、

被害者に対して「誰だお前は」「なんだ電気屋か」等と言った 生理的条件等をあげて意識混濁となりうるとした鑑定をそのまま採 飢餓などの生理的条件も認められ

殴打した後、床に仰向けに倒れた被害者の胸部などを革靴ばきの足で数回強く踏みつけ、 部を二、三回殴打し、同人が二階に逃げようとするのをひきずりおろして、さらにボックスレンチで頭部などを数回 れやったんか。」と言いながらパイプイ椅子を前に突き出した。 被告人はこれを機に、 みを携えて被害者方へ赴いた。そして、被害者からまず現金の交付を求められ、右新聞紙包みを取り出して手渡そう 小切手を取り返さねばならないと思案の末、 れば廃業せざるを得ないと苦慮の末、犯行当日である昭和五二年一〇月二七日午前一〇時に被告人方事務所で、同人 〇〇万円の支払を催促されていた。しかし支払延期が許されなくなったので、所持していた不渡小切手を改ざんして さらに右小切手を捜すとともに、 とした際、ズボンのポケットに差込んであったボックスレンチが床に落ちた。被害者はこれを見て「お前やっぱりあ して小切手を取り返すための手段として、札束に似せたものを被害者に見せて油断させそのすきに同人の頭部をボッ の友人であるC立会のもとに右代金を支払う旨約束した。被告人は約束の日時に右代金を支払う当てもなく、ただ右 被害者に交付したが、同人に察知され、これ以上支払を引き延ばせば改ざんの一件を明るみに出すと言われ、そうな クスレンチで殴打し、同人を殺害してでも小切手を強取しようと企て、ボックスレンチと札束に見せかけた新聞紙包 陳列棚にあった被害者所有の女物腕時計一個を強取した。 被害者方に電話をして直ちに現金を持参する旨の虚言を申し向けた。そ ボックスレンチで被害者の頭 心臓破裂により失血させた。

原因として、遺伝負因及び環境要因の面で、

鑑定書によれば、被告人は精神病、

精神病質ではなく、

知能も優れている。

精神分裂病と思われる父の存在があげられる。それは葛藤処理や情緒統

なった。そして古物商を営む被害者から、借りていた三二万円と、同人より買受ける約束をしていた腕時計の代金一 しかし、人格の未熟性が目立ち、 家族の生活費にも事欠くように

第二審の認定した事実によれば、被告人は金融業を営んできたが、営業不振に陥り、

傍論としてではあるが、布置的因子が存在しないことを意識障害を否定する一論拠とする次の判例がある。

制の拙劣さに現われており、 たかはその発生及び経過の様式が疾病等価的であるか否かによるとする。そして、発生様式からみると、 ついては概括的健忘を有しているが、主要なことがらについて部分的にではあるが比較的明瞭な記憶が残されている 人の興奮は相手が無抵抗になってもやまず、兄にうしろから羽交締めされてようやく止んだりしている。 まで衝動的な暴力行為をくり返し、一九歳時および二一歳時の暴力行為においても、相手の挑発によるとはいえ、 回現実との連続性、 おいても、 虐性を示すという点で人格異質的であり、動機に比して不相応な重大な犯行という点で現実相応性もある程度失われ ており、 (異常な情動素質) が主要な役割を演じていると考えられるとする。一方、経過様式は、 その情動がどの程度疾病価をもつかによって判断される。本件では、通常時の人格からは予測し難いような残 撃 健忘も中等度に残されている。 刺激に比して不均衡なまでに著しい情動状態が生じており、その発生過程においては、被告人の有する素 (被害者が動く)――「早く死んでくれ」と思いながら足で踏みつける)。鑑定人は、 被害者の言葉・動作 相応性の喪失、○人格異質性、○行為についての著しい健忘をどの程度そなえているかを基準と 中学二年時に誤解にもとづいて教師に殴られた時、三〇日間も怠休したり、小学四 階段からの転落――背後からの一撃――ショーウインドーに映る自分の顔を見る――ガチ 結局、 被告人の情動状態は病的色彩が濃いとされた。 情動が責任能力に影響があっ **小合理性**、 鑑定の結論は、 合目的性の欠如、 本件犯行に 本件犯行に

犯行についての健忘を認め、 審判決は、 右鑑定を採用し、異常な情動素質及び、行為の人格異質性、 心神耗弱とし、被告人を懲役一五年に処した。 動機に比して不相応な重大犯行である

任能力と判断されても不当でない状態にあったものと考えられる、

という。

とを主たる理由として、 第二審判決は、 鑑定を採用せず、原判決を破棄し、完全責任能力を認め、 右鑑定が基礎とした資料が客観的状況と相応しない被告人の鑑定人に対する供述であるこ 無期懲役に処した。最高裁も上告

を棄却している。 識障害を否定する根拠としたのである。 (31)(32) 人の身体的な障害条件を云々するものでないことは明らかである」こと、つまり布置的因子が存在しないことをも意 しかし、第二審判決は、 傍論としてではあるが「右鑑定が被告人の人格の異常性をいう点も、被告

- 大阪地判昭和四六年七月一日判例時報六五六号一〇三頁。
- 19 判例時報六五六号一〇六頁。 判例時報六五六号一〇六頁。
- 21 判例時報六五六号一〇六頁。
- 22 判例時報六五六号一〇六頁。
- $\widehat{23}$
- ことによる偶発的なものであること、 誤想過剰防衛であること(この点は第二審では否定された)、 犯行途中から心神耗弱となったこと、自 殺企図、初犯で平素は真面目であること、見舞金の支払い、謝罪意思の表明が有利な事情とされた。 但し、量刑の事由としては、被害者にも強く責められるべきところがあること、悽惨な犯行の原因はたまたま近くにあった鋏に手が届いた 東京地判昭和五三年 一一月六日判例時報九 一三号 一二三頁、東京高判昭和五四年五月一五日判例時報九三七号 一二三頁。
- めて検討したい。 であろう。本件のような場合に、積極的に実行行為後に限定責任能力となったと認定することには疑問がある。この点についてはなおあらた 行為開始前に情動性朦朧状態に陥っていたならば、布置的因子にあたるアルコール飲酒も存在するのであるから、心神耗弱が認められていた しかし、第一に、鑑定はむしろ全体として情動性朦朧状態による心神耗弱を認めているのであり、判決には疑問がある。もし、本件が実行

被害者から一種の虐待、侮辱を受けた場合にあたるといえより。したがって、一般予防の必要性もないいわゆる無責性の要件をみたす事例と びんで被害者を殴った点で本件の発端を作った面もあるが、それは、その直前に、被害者から激しい暴力を振るわれたことによる。本件は、 いえよう。さらに、一般予防についても、判決も認めるように被害者側に強く責められるべき点がある。たしかに、被告人はブランデーの空いえよう。 第二に、本件を予防という観点からみると、被告人は平素は真面目で、被害者に従順で、犯行は偶発的であり、特別予防の必要性はないと

き、その前半部分は誤想過剰防衛であるとして刑法三六条二項を適用し、その後半部分は心神耗弱状態下のものであるが刑法三九条二項の適 も無視できないとして三九条二項の適用を否定することには矛盾があるように思われる。 この点について、 内田文昭「一連の殺人行為につ なお、とくに第二審判決が、一方で、はじめの部分はとるに足りないとして誤想防衛を否定し、他方で、心神耗弱についてははじめの部分

用はないとした事例」判例時報九三一号一八六頁、中神正義「殺人につき誤想過剩防衛を認め、殺人の実行行為開始後その継続中に行為者が 心神耗弱の状態に陥った場合における刑法三九条二項の適用を否定した事例」研修三七〇号(昭和五四年)六一頁。

- (26) 判例時報二九七号三八六頁。
- (27) 札幌地判昭和四八年三月二二日判例時報二九七号三八四頁。
- (28) なお、本事例は無責性の要件をみたしていないと思われる。
- 29 重要判例解説 | | 一一頁 大阪高判昭和五五年五月二〇日判例時報一〇〇九号一三四頁。本判決について、荒木伸怡「精神鑑定結果の採否」ジュリスト昭和五六年度
- (30) 最決昭和五七年五月二八日 (判例集不登載)。
- められれば完全な責任を問いうるとする理論(平野龍一・刑法総論=三〇〇頁)を前提とするものであろう。 を問いうるとする理論(西原春夫「責任能力の存在時期」犯罪と刑罰出《佐伯博士還暦祝賀・昭和四三年》四〇四頁以下)、意思の連続性が認 もする。これは、最近の原因において自由な行為についての議論、つまり、最終的意思決定時に完全責任能力であれば後の行為について責任 その企図どおりに敢行されたものであるので、仮に犯行の時点で情動状態にあったとしてもその責任能力に消長をきたすべきものではないと 判例時報一○○九号一三九頁。さらに、第二審判決は、本件では、被告人が被害者方へ赴く途中ですでに強盗殺人を企図したものであり、
- (32) なお、本事例も無責性の要件はみたしていないように思われる。

三 考 察

失わせるような意識障害が存在することが認められているのである。そして、 例を見る限り、とくに武村教授の見解に従って、布置的因子を要求するものが主流といえるのである。しかし、第一 このように、判例が情動行為者の責任能力について意識的に展開するようになってからは、公刊物に登載された判 心理学的-精神医学的アプローチの章で考察したように、現在では、布置的因子が存在しない場合にも責任能力を 西ドイツの通説はこれに従い、最近の

識障害を全く否定していることには問題がある。 弁別能力又は制御能力を失わせるような意識の変化を意識障害と認

西ドイツの判例の中にもこれに従う傾向がみられる。わが国の主な判例がそのような心理学的・具体的基準による意

に布置的因子ないしは生理的条件が存在しないという理由で、意識障害を認める鑑定を排斥することには疑問がある。 的条件でもよいとしており、多くの場合、実際上は結論はそれほどかわらないかもしれない。 めない根拠はないように思われるのである。もちろん、わが国の主な判例は、布置的因子としては疲労・不眠等の生理 このような観点からみると、公刊物不登載のものではあるが、高知地裁の昭和五五年九月一七日判決は、 しかし、 つねに、 布置的因 形式的 142

定人も同一人であること、それにもかかわらず異なる判決の結論となった点で興味深い(もちろん、大阪高裁の判決の行人を同一人であること、それにもかかわらず異なる判決の結論となった点で興味深い(33) 子を必ずしも要しないとする鑑定を採用し、右にみた判例の傾向に反して、 した点で注目に値する。とくに、口であげた大阪高裁昭和五五年五月二〇日の事案と非常に類似した事案であり、 事実が両親や妻に知れて信用が失墜すると思い込み、被害者を殺して債務の請求を不能にして支払いを免れようと決 赴き支払延期を懇請したが拒絶され、直接被告人の父に返してもらう等と怒号されたため、父に電話されると借用の きないなら被告人の父から直接支払いを受けるとまで言われた。しかし約束の日にも金策がつかず、 緒で大伯父である被害者から五〇万円借りて友人に返済した。しかし今度は被害者から強く返済を求められ、 を母に無断で株に投資して損失した。そこで友人に五〇万円借りて母に返したが、友人から返済を迫られ、 被告人は叔母夫婦に頼まれて財産を処分してやり、管理を任されていた売得金の一部を保管していたが、その一部 同人の頭部を所携の金槌で数回殴打して殺害し、 鑑定資料の点での問題、 同所で印鑑及び古銭を窃取した。 故意が限定責任能力となる以前から存在したことが重要であるが)。事案は次のとおりである。 債務の請求を不能にして支払いを免れ、財産上不法の利益を 布置的因子を必要条件としない旨を明示 翌日被害者方へ 両親に内 返済で

自己感情の亢進、むら気、 精神鑑定書によれば、 被告人は精神病ではなく、 感情の易動揺性、 被暗示性の亢進等が認められ、それ故に、優れた知能と正常な道徳感情に 反社会性を顕著に示すような精神病質者でもない。しかし、 強い 得た。なお、

犯行後、

そして、被告人に遺伝負因や性格的偏りがある場合には、

かつ、犯行の経過に著しい情動が存在し、

意識障害の存在

態が生じたといえるが、その発生過程においては、些細なことを致命的な重大事ととらえざるを得なかった被告人の 打撃を与えると考えたからであろう。情動と責任能力の関係については、口の第四例と同じく、発生様式と経過様式 を知的に補償する術を身につけていったことも重要である。被告人が五〇万円の借金という一見些細な行為の露頭 供のころから自らの依存性を強く抑圧し、父には叶えられなかった自立の道を急ぎ、さらに、自らをとりまく劣等感 に貶められて育ち、 父系の精神分裂病の遺伝負因及び母系のうつ病の遺伝負因が軽視できない。さらに、父がその母と姉とによって不当 P 叔父が倒れるのを自分がソファーで立って見ている場面、 点で人格異質的であり、 と生来の易興奮性があげられる。経過様式からみると、普段の人格からは予測し難いような残虐な犯行であるとい から診断と考察がなされている。 かくも強く恐れたのは、 現したと考えられる(被告人は、被害者から首を押されて頭の中がまっ白になったあと大叔父にうしろから迫っていく場面、大 ると考えるべきであろう。こうして、 という点で現実相応性もある程度失われているが、これは被告人の生き方そのものが現実相応性を失い易いことによ 人格の偏り、 のついた金槌を持って隣室の座椅子に座っていたと鑑定人に述べている一筆者注)。また、動機に比して不相応な重大な犯行 かかわらず、些細な葛藤の処理に失敗し、短絡的に不適応行動に走る可能性がある。この人格偏倚の原因として、 未熟さが主要な役割を演じており、さらに付加的要因として、被害者による頸部圧迫による物理的刺激 被告人はその父を深く敬愛し、父がその母に抱いている怨念を感じ、自らと父とを同一視し、子 彼がそれまで維持してきた理想化された自己像が破壊され、家人との聞の信頼関係に致命的 健忘も否定もできず、さらに犯行直後には顕著な健忘と覚醒体験を伴うような意識障害が 発生様式からみると、 情動状態は疾病価を有すると考えても強ち不当であるとはいえないとされた。 何回も手を打ちおろすように振ったという記憶だけで、 本件においても、 刺激に比して不均衡なまでに著しい情動状 気がついたら、 出 5

が肯定できる場合には、たとえ付置的因子が存在しなくとも、 疾病価を有する意識障害と認定しうるとし、 心神耗弱

を相当と結論づけている。

る場合には、 判決は右鑑定を容れ、さらに「本件のように著しい情動状態が存在し、その情動が疾病と等価値を有するとみられ 睡眠、 脳障害、 中毒等の布置因子を欠いたとしても、責任能力の減喪を認めて差支えない」として、心

神耗弱を認め、被告人を懲役一四年に処した。

注目すべき判決として、 意識障害が精神医学的・心理学的に明白でなくとも責任無能力等を認めるものと解される札幌地裁の昭和四七年七月 一日判決がある。事案は次のとおりである。 第二に、右にみた主な判例は、いわゆる無責性の要件については何もふれていない。しかし、この点についても、 布置的因子の存在に加えて無責性を要求すると同時に、さらに無責性の要件がみたされれば

る短絡行為であるとする。その際、意識は狭窄し、その範囲内では意識清明であり、事象の認識とそれに従った一定 行ない、しかもそれは責任無能力を結論づけるものであった。すなわち、被告人は精神病ではないが、限界域の知能、 としてではなく、せいぜい情状論として扱われる位であったと思われる。 刺して殺害した。このような事案は、いわゆる「カッとしてやった」犯罪の代表的なものであり、従来は責任能力論 同人に促され、車外に出た。その際、 か」などと叱りつけられ、一応謝罪したが、なおも「警察へ行こう」などと言われ、とっさに登山ナイフで被害者を って眠った。ところが、同車の所有者である被害者が酒に酔って戻ってきたため、被告人はその不始末を発見されて 人格未分化、 被告人は寝場所を捜して歩き廻っているうちに、駐車中の軽四輪貨物自動車を発見し、その窓を破壊して同車に入 衝動性、不安、対人過敏性を特徴とし、人格の統合機能が阻害されやすく、本件も右の人格を基盤とす 被告人は登山ナイフを携えた。被告人は同人から「なぜ、人の車に入ったの しかし、本件では諸治隆嗣氏が精神鑑定を

合にも責任能力が欠けうることを認めるのである。 の複雑な行為はできるが、 一種の病的行為であり、 善悪の判断は全くできなかったとした。本鑑定は、(35) 意識狭窄の

に、一定の例外を認める。 処罰しえないこととなれば社会秩序は崩壊してしまうことなどを考えると、正常人の衝動行為については原則として る能力を有していたわけであり、しかも行為者としては不断に共同社会の規律に従って自己の情動を統御すべき努力 為であるとしても」正常人の責任能力には影響しないとする。というのは、一般予防上次のような原則がたてられる 責任能力の滅免の余地はないと解すべき」であるとする。しかし、本判決も、一般予防からの責任能力の存在の原則 をするよう義務づけられていること、社会の大多数のものが些細な刺激に身を委ねて勝手な衝動行為に出てもこれを べきだからである。すなわち「右刺激に当面する直前以前の時点においては、是非善悪を弁別しこれに従って行動す 判決は、まず「本件犯行が、鑑定人のいうとおり、全面的に人格統制機能の欠如した状態で行われた短絡的 衝動行

ものでも、 問ら根拠に乏しいと思われる。判例はそもそも布置的因子を要求する論理として、布置的因子が存在すれば心因性の 原則からは、 したために疲労、睡眠不足にあった場合は除かれることになった。しかし、この点については、本判決の一般予防の や生理的条件にさらに無責性の要件を加えるものと解される点で特徴がある。本件のように、非行を重ねながら放浪 決は「行為者の責に帰しえない事由で」極度の不眠、疲労等の状態にあったのでなければならないとし、 その第一は、口で述べた判決が示したのと同様に、 体因的意識障害と同様に、 布置的因子等によって意識障害が明白になればそれだけで責任無能力とすべきであり、さらに無責性を 意識障害が明白となり、一般予防の必要性もないとするのであった。とすれば、 布置的因子又は生理的条件が存在する場合である。 布置的因子

それだけで責任無能力等を認めねばならないはずである。これにさらに無責性を要件とすることは、意識障害による

責任無能力が明白であってもなお免責を認めないという不合理な要求であるように思われる。 あれば、 やはり、 自己の放浪によって疲労や不眠となっていたとしても、それが布置的因子と認められる程強いもので 意識障害による責任無能力等を認めねばならないであろう。 判例の事案に関してい

色づけとしての無責性の要件を認めるものであろう。とくに、本判決は、これを第一の例外と並列的に、(3) それ自体が三九条の適用を促しうることを示唆していたといえよう。また、すでにみたように、 らに理由もない暴言を浴びせられて興奮状態に陥った場合について、精神医学的・心理学的には意識障害が明白である。 度を示されて激しい興奮状態に陥った場合、父から肉体関係をたびたび強要され、(38) として扱うのであり、第二の例外の場合には、意識障害そのものは精神医学的あるいは心理学的に明白でなくてもよ から意識障害による責任無能力等を認めても差支えない場合として、ドルトムント事件にみられるような、 の必要性がない場合には責任を問うべきでないとする傾向、さらに実質的責任概念から支持される。 任無能力を認めることは、 るとはいえないように思われたにもかかわらず、限定責任能力についてではあるが三九条を適用したのであり、無責性 がない場合には、 理学的には意識障害が明白であるとはいえない場合にも、 いことになると思われる点で注目すべきである。この点については、 第二の例外として本判決は「被害者から過度の虐待、 責任無能力の究極的根拠を予防に求めるならば、 心理学的・経験的基準によって意識障害とされる場合のほかに、責任能力に影響はあるが精神医学的・心 責任無能力とする余地も残るのではないだろうか。そして、この場合の無責性とは、 最近の西ドイツのロクシンやクリュムペルマンの見解、すなわち、一般予防及び特別予防 体因的意識障害の場合、 侮辱などをうけた」場合をあげる。 無責性の要件を具備して、 判例は以前にも、被告人が被害者から恐喝的 布置的因子ないしは生理的条件の存在 他の男性との結婚も妨げられ、 般予防及び特別予防の必要性 これは、 無責性の見地 判例の 一般予防の見地 一定時点で情 独立のもの 事案の特 いうよう から z 責

う観点からも参照に値すると思われる。(49) うべき である。 このように、 又は虐待を受けた場合をあげているが、これから無責性の要件を具備する事案をさらに類型化しなければならない。 防の必要性がない事案であることを特徴づけるようなものとして考えるべきである。 動が回避できたか否かというような心理学的基準にも解消されるような判断によるのではなく、 無責性の要件は、意識障害を限定するものとしてではなく、それ自体で独自の意義をもつものとして扱 次の事例は、布置的因子が存在しない場合の意識障害の可能性という観点のほかに、 判例は、 被害者から過度の侮辱 一般予防及び特別予 右の無責性とい

者が被告人の面前で情交関係を結ぶかのようなことを言われたことや、 方へ出かけていたが、その女性から被告人に「飲みにこないか」との誘いがあり、被告人はその女性方へ赴き、 至った。被告人は被害者に同女との関係を清算するように懇願したが、被害者はその女性の所に泊っても長椅子に寝 年一〇月頃から、 ているだけだなどと弁解し、以後、泊り続けるようになった。犯行前日の昭和五五年一月六日も、 で成育したことを思い起こし、子供に同様の苦労をさせたくないと考えて、ひたすら耐えていた。しかし、 しばしば被告人に対し「出て行け、能なし」などと暴言を浴びせるばかりでなく、些細なことをとり上げて暴力を振 か被害者を連れ戻したいと思っていた。 るったりするため、被告人は悩んだが、その都度被害者が素面のときはやさしい振舞をすることや、自己が両親なし を出すに至った。二子をもうけて一応は平穏な家庭生活を送ってきたが、被害者は粗暴な性格で、 伝いなどをした後、 被告人は母親が内縁関係を解消して再婚したこと等により、祖父母に育てられ、中学を卒業した。 土建業を営んでいた被害者は、下働きの女性と親しくなり、一二月頃から同女と情交関係を持つに 女給として働いていたが、炭坑夫として働いていた被害者である夫と知り合い、 しかし、両名の関係を非難したところ、 被害者から「お前みたいなどん百姓と一緒に かえって、その女性から同女と被害 酒癖が悪く、 被害者はその女性 家業 同棲し、婚姻届 (農業) 昭和五 の 丰

て、昭和五五年一月七日午前零時一〇分頃、その女性方で、居間の電灯をつけたところ、長椅子の上に寝ていて欲し と焦燥し、この上は両名を脅してでも被害者を連れ戻そうと考え、刺身包丁を隠し持ってその女性方へ赴いた。そし ろ、同人がその女性を妻のように扱っている話振りであったため、このままでは被害者は帰らなくなるのではないか いたたまれずに逃げ帰った。そして、前途を思いあぐねて、その女性方に電話して被害者に帰るように懇願したとこ やっていくつもりはない。離婚届の用紙を貰ってこい」などと、その女性と比較されて侮辱する暴言を浴びせられ、 めるや、これまでの被害者に対する憤懣の念と、裏切られたという気持から憤激の余りとっさに殺意を抱き、 いと願っていた被害者が、その女性と寝室で布団を並べて就寝し、あたかも同衾しているかのような姿でいるのを認 を刺身包丁で刺して殺害した。 被害者

づく性格障害は認められない。性格は小児的、依存的、未熟といえる。 精神鑑定書によれば、被告人には精神分裂病、 躁らつ病、器質性脳疾患、 てんかん、 精神薄弱、 器質性脳障害に基

いいうるか否かを判断する必要があり、他方では、病的な精神状態を惹起しうる諸条件が存在したか否かを知る必要 絶したものとはいえない。 前置きする。次に、具体的に検討する。第一に、被告人の平素の性格からみて、 があるが、 前には苦悩しつつもなおしがみついていた被害者との絆をまさに断ち切られようとする危機に直面した。しかし、被 のであり、本件のような激情によっても精神病と同様に人格不相応な、 犯行時の精神状態については、 本件はそれに該当しない。というのは、 後者が存在したとしても、犯行時の精神状態そのものの精神病理学的判断が責任能力判断上優先する、と 精神病の精神状態における行為は平素の性格からはとび離れたもので、 鑑定は、まず、一方ではその精神状態そのものを精神病理学的に検討して、 被告人は小児的、 依存的で被害者に強く依存して生きてきたが、本件直 意味連続性を欠く行為がなされることがある 本件犯行は意味不連続又は意味の断 意味の断絶したも 病的と

告人は執着的性格があり、 また、肉欲のために被害者を一層手離し難く思ったといえる。 がって、被害者が奪われるという危機に臨んで、被告人の性格の弾力性の一面がその行動を決定づけたと理解できる。 性に渡したくなかったと言い、現在夢の中で完全に自分のものとなった被害者と共に寝る安らぎを覚えている。した 容易には被害者を捨てられなかったとみられる。被告人自身も被害者をどうしても他の女

る。 ではなく、示された証拠から因果的に、それを自己の行為と認める。しかし、被告人は行為そのものを自分が行なっ ものとして体験される。よって、犯行後に、その行為について自分の責任を否定し、後になって、自分の体験として 激情行為が激情の発散により、理性が全く関与せずになされるときには、その行為は自分にとって縁のない、奇異な たことを否定しておらず、このことは、行為が自我が関与した、責任ある行為であることを認めたことを示してい 第二に、鑑定によれば、被告人は犯行直後において、自らの責任で犯行を行なったことを自覚していたとみられる。

どもを踏みつけたり、物に突き当たるなど全くなく、玄関を出るときは自分の履物を間違えていない。 え、このときに大きな精神的衝撃をうけた。本件犯行はそれに対する反応である。この後から、記憶がないというが、 ソファーの上で寝ていると思い込んでいたのに、ソファーの上に被害者がいないのに驚き、顔を上げて二つの顔を向 の欠損を主張している。本件犯行は計画的、予謀的なものではない。本件犯行の一瞬前、被告人はそれまで被害者が 者とその女性の二つの顔を見た瞬間から、被害者を殺害して表へ出るまでの間の行動について、一貫して完全な記憶 合目的的に行動し、異常な、 第三に、鑑定は犯行時の情動の強さ、 しかも一方の顔が持ち上げられているのを見た。そこで二人が一緒に寝ていると判断して、その意味を考 又は取り乱した行動は認められなかった。意味もなく動きまわったり、 熟慮の欠如について言及している。被告人は、夫の愛人方で奥の部屋に被害 これは、てんか

によってさまざまである。情動が著しく強く、 感じはある」と表現している。ところで、 照らし出された目標へ向かって合目的的にかつ粗大な過誤なく遂行される。 台の上の俳優一人を照らし出すスポットライトに似る。その周辺での知覚も誤ることなく、行動はスポットライトで 狭められた意識野の周辺でごく狭く意識される状態が急激に起こったことが考えられる。この時、 意識は強い情動のために狭窄して、注意はその情動によって惹起された行動の目標へ向かって集中し、 識の狭窄ばかりでなく、その混濁も起こりうる。このとき意識は変質しているのであり、かかる意識状態に陥った人 の記憶は不確実ないしほとんど失われる。その程度は情動の強さと行動する者の生物学的・心理学的状態(布置条件) は記憶に残りがたく、 ん性意識障害とは異なり、 一時的に別の人格となったことになり、その状態での行為に帰責しえない。意識が狭窄しているだけの場合、 ただ行動のおよその意味はわかっているはずである。このことを被告人は「何かやったという 意識混濁が生じなかったことを示す。それにもかかわらず記憶がないとすれば、 一般に強い情動に支配されて行動するとき、意識は多少とも狭窄して細部 特別な布置条件が存在するとき、 しかし、行動の経過が迅速なため、 意識の変化は病的なものとなり、 意識はちょうど舞 諸事象はその 被告人の

状態において平素の人格は保たれており、その行動は平素の人格に不相応ではなく、自我が関与している。 低栄養の状態にあり、 は認められない。まず、身体的に神経系の機能異常や脆弱性を示していない。犯行直前にはある程度過労、 らみて、情動を制御する熟慮が作動したとしてもその力が強かったとは認められない。 とその女性が一緒に寝ているところを見たとき、急激に、 のではない。 被告人の本件犯行は、衝動や情動が中間的熟慮により抑制されずに直接行動に出る短絡(近道)反応に近く、 ただ、強い情動が起こりやすく、またそれを抑える熟慮も働き難い、ないしは働きの弱い精神状態を呈 また午後六時頃アル コ 1 ルを飲んだという。 極めて強い情動が起こったのであり、 けれども、 これらは布置条件に該当するようなも しかし、 被告人の行動ぶりか 被告人には布置条件 睡眠不足、 被害者

判決は、

被告人の知能は正常の範囲内にあり、

精神疾患の症状も認められないこと、

布置条件に該当するものが

ts

動がけっして弱いものではなかったことを示唆している。 られない。 とに本件直前の被害者の言動は被告人を精神的危機状態に追いつめていた。しかし、 を欠く行動に出やすい。このような被告人が長年にわたって重い精神的負担に悩み、精神的緊張が持続していた。 しやすいことは認められる。また、 ただ、 犯行後に若干放心状態にあり、 被告人は小児的性格で、 いつかはわからないうちに小水を洩らしていたことは、 強い精神的衝撃によって容易に精神的平衡を失い、 強い情動の発散後の疲弊は認め 犯行時 Ø)

れば、 性 かないため、 普通の嫉妬殺人と大きく異なる例ではないとされた。結局、 その場の激情による犯行)、 夫に捨てられるのではないかという不安――所有感情の毀損)、犯人の性格像と性への態度、 の面からどう見られるかは、 こうして、被告人の犯行が短絡行為に近いものであることは否定しえないが、犯行に至る事情、 責任無能力又は限定責任能力に該当しない。 責任無能力が認められる――に近い犯行を結果として起こした被告人の情動の生起について、期待可能 犯行後の態度(ことに空想における被害者の完全所有——被告人の夢に現われている)等において 鑑定人の責務外のことであるとする。 しかし、 短絡反応-純粋に精神医学的見地から被告人の責任能力をとり上げ ――完全な短絡反応においては、熟慮が全く働 犯行遂行(別の目的で凶器を携行 犯行の動機 (嫉妬、

己の意思から出た行為であることを自覚しえたものであり、 神状態は、 て、ある程度強度の情動に支配された短絡反応に近い状態であるが、その犯行は人格相応で、 て意思を制御することが不可能な生物学的・精神病理学的状態であるとは認められない」。 以 上が鑑定の概要であるが、以下に、鑑定主文をあげる。「昭和五五年一月七日の本件犯行時における被告人の精 右の如き性格(小児的、依存的、未熟、強力性と無力性の混合、執着性などの特徴をもつ――筆者注――)に加 精神医学的には行為の不法性を認識し、 被告人自身、それが自 この認識に従 之

かった を気づからなど取乱したような様子は認められなかったこと、その後の取調べに対しても本件犯行の動機、 ていると認められること、 (量刑の理由は特に示されていないが、被告人を懲役三年に処した)。 犯行前後の行動等について具体的かつ詳細な供述をしていること等を根拠として、 犯行の動機は一応了解可能なものであること、 かけつけた司法警察員に対して刺した理由や状況等について詳細に説明し、 犯行直後に現場付近で自己の行為を十分認識していた旨述べ 心神耗弱の主張を容れな 被害者の安否 経緯、 犯

は、 鑑定が意識狭窄による記憶の欠損を認めうるとするのに対し、判決は、 であろう。 責任無能力、 は責任無能力等に該当しないとする。 精神医学的見地から、右の点は期待可能性の問題であるとしてとくに立入ってはおらず、 に出る短絡反応に近く、被告人の行動からみて、 ときに急激に極めて強い情動が起こったことによるのであり、衝動や情動が中間的熟慮により抑制されずに直接行動 とをもって完全な記憶があったとする。この点の認定にも疑問はあるが、さらに、本判決には次のような疑問がある。 不可欠とする前提に立たずに、 本判決は、 鑑定から示唆される右の点について何らふれておらず、心理学的な意識障害の可能性について判断していない点 無計画性、 鑑定が指摘するところによれば、 また、 限定責任能力に該当するか否かの問題にもなりうるように思われる。 意識障害を認めるためには少なくとも布置条件が必要であるとする鑑定に従ったものといえる。 完全な記憶があったとするには判決においてより詳細な理由づけが必要になると思われる。 犯行直後に小水を洩らしたこと、 ウンドイッチらの見解に従って心理学的にも意識障害を考えるならば、 しかし、 本件犯行は、被告人が被害者とその女性が一緒に寝ているところを見た この点は期待可能性の問題とする以前に、 情動を制御する熟慮が強かったとは認められない。鑑定は、 犯行直前の過労、 睡眠不足、 取調べに対して詳細かつ具体的に供述したこ 低栄養状態も重要な標識になりうる 純精神医学的見地から布置条件を なお、 布置条件の存在しない本件 心理学的に意識障害、 犯行の人格疎 但し、

別予防の必要性はないといえよう。一般予防についても、本件は被害者にも相当の責任がある点が考慮されるべき である。被害者は酒に酔っては被告人に暴言を浴びせ、暴力を振るってきたのであり、被告人はひたすらそれに耐え する能力が十分であるとはいえないが、二児をもうけて、妻としての任務も果たし、社会にも十分適応しており、特 として、被害者がその愛人と布団を並べて寝ているのを見て、被害者がとってきたこれまでの仕打ちに対するうっ積 てきた。犯行前にも、被害者から、その愛人と比較されて侮辱的暴言を浴びせられた。そして、本件は、それを背景 の適用の余地のあった事例のように思われる。但し、二人が寝ていたこと自体は暴力的・侮辱的行為とは言えない。 していた憤懣が一時に爆発したものである。こうして、本件は高度の情動と予防の不必要性という見地からも三九条 な事情の考慮が含まれていると思われるのであり、本判決がその点について判断を示していないことには疑問がある。 したがって、なお、この種の事例との比較が必要であろう。しかし、とにかく、鑑定のいう期待可能性には右のよう 第二に、本件を無責性の要件、つまり予防という角度からみると、被告人には前科、前歴はなく、 問題を自ら解決

33 り、かつ、狭義の精神病(すなわち、器質性精神病、精神分裂病、躁らつ病、真正てんかんの例外状態)の存在しない事例とした。 たが、そのうち右の調査対象に該当するものは二三件であった。但し、昭和五五年一月一六日現在で、控訴中、公判中のものがそれぞれ一件 主文又は考察の章において、情動行為に関係する用語(たとえば、心因性朦朧状態、短絡反応、意識障害、 れている鑑定書で、責任能力に関するものである。これは、昭和四七年四月三日から昭和五四年六月一〇日までのもので全件で一六一件あっ 本件は、私が情動行為の鑑定と判決の実際について次のような調査を行なった際に知り得たものである。 ①調査対象――本稿は「正常人」の情動行為の責任判断を検討している。そこで、調査の対象は、刊事責任能力に関する精神鑑定書の鑑定 ー左記の二通りの方法によった。第一は、東京地方裁判所の刑事記録係の鑑定委員会に昭和五五年一月一六日現在で保存さ 情動のうっ積)が使用されてお

ずつあり、結局二一件を資料とすることができた。 第二は、現在、精神鑑定に携わっておられる東京医科歯科大学の中田修教授、 東京大学の武村信義助教授、 東邦医科大学の新井尚賢教授

四件中八件を資料とすることができた。こうして、全部で二九件が利用可能となった。 紫田洋子教授にも御協力をいただいて、鑑定書を拝読させていただいた。しかし、判決書を入手できないものもあり、結局、この方法では

犯罪別では、殺人一一件、殺人未遂四件、傷害三件、 放火五件、 強盗殺人三件、強盗傷害一件、 傷害及び殺人一件、 器物損壊一件であ

る。

弱は認められなかった口の第二例がある)。そのうち八件については、精神病質、てんかん性格、狂信型性格、アルコールの影響、 た事例である。 ルの影響、コントールの影響、嗜眠性脳炎等が重要な役割を果たしており、鑑定と判決の間にとくに不一致はなかった。他一件は本文にあげ については、Hirose, Depression and homicide, Acta psychiat. scand. (1979), 59, p.215. また、他に一件、意識障害は認められたが、心神耗 心神喪失とされたものはなかった。心神耗弱とされたものは一〇件である。(但し、そのうち一件は慢性心理的うつ病とされた。 ハイムー

は性格偏倚に基づく心囚性朦朧状態として心神耗弱としたが、判決は暴行時には完全責任能力があったとして心神耗弱を適用しなかった事例 (この事例については、中田修・犯罪と精神医学《昭和四六年・第二版》一三四頁以下参照)があった。 完全責任能力とされたもので鑑定と判決が一致した例としては、中田・前掲書一五〇頁、一六三頁参照。 完全責任能力とされた一九件の中で鑑定と判決が異なる結論となったものとしては、口であげた第二例、 第四例と、 傷害罪について、

刑裁月報四巻七号一三〇三頁。判例タイムス二八二号三一〇頁。 また、予防の必要性を失わせるような事情の認められる事例は、 本文にあげた事例以外には存在しなかった。

(35) 刑裁月報四巻七号一三〇七頁。

34

36 被害者による侮辱について行為者に責任がある場合でも、 として堕落した生活をしていたというような事情はこの規定を排除するには不十分である。BGH bei Dallinger MDR 1974, S.723. また、 なるのか疑問となろう。 しかし、 全体としてみると、 二一三条前段よりも、 責任能力の 問題 となる ことが 多い (Geilen, 害者による侮辱について行為者に責任があることになり、この規定は適用されない(BGH MDR 1961, S.1027. 但し、行為者が売春婦のひも 自体はそれ程重大でなくとも十分である(BGH GA 1970, S.214)。 逆に、 過去において行為者が被害者を不当に苦しめていた場合に は、被 刑しうるとする。その際、行為者と被害者の過去の態度も考慮され、行為者が長い間被害者から苦しめられていた場合には、行為直前の侮辱 が自分の責任ではないのに自己又は自己の親族に対する虐待又は重大な侮辱を受けて、激情し、その場で虐待等をした者を殺した場合に、減 刑裁月報四巻七号一三一〇頁。なお、「虐待又は重大な侮辱」という表現は、西ドイツ刑法二二三条前段にみられる。 この規定は、 1968, S.757)° このようにみてくると、それは情動行為の責任能力の判断の方法と非常に似ており、 どのような場合にどちらの問題に 高度の興奮状態それ自体は二一三条後段によって、行為者に有利に働く。 BGH Provokation als

る余地があるとされる。

a.O., S.381)。第二に、二一三条前段は殺人(Totschlag)のみを対象にしているが、情動による殺人は残酷なものが多く、謀殺(Mord)とな Maurach, Deutsches Strafrecht, B.T., 1969, S.39, 30)。第三に、被害者による最終的挑発の前に、すでに殺人の決意をしていた場合には一一 るために、二一三条前段から排除される(BGHSt. Bd. 11, S.139ff. Vgl. Lange, lst Schuld möglich?, Bockelmann-Festschrift, 1979, S.275; られるように思う。第一は、情動においてはその精神的欠陥状態が問題となるために、まず、責任能力の領域において議論される(Geilen, a. 題として考えるべきであろう。そしてその中で、二一三条の解釈に現われたような事情を考慮すべきである。 三条前段は適用されない Privilegierungsgrund der Tötung?—Kritische Betrachtung zu §213 StGB, Dreher—Festschrift, 1977, S. 378, 380)。 その理由は次の点に求め (BGHSt. Bd. 21, S.161)。わが国では、右のような特別の規定はないので、第一の理由により、まず責任能力の問

- <u>37</u> 同様の見解として、鈴木義男「正常人の衝動的行為と責任能力」研修二九五号(昭和四八年)七〇頁。
- 38) 福島地判昭和三三年九月二四日第一審刑集一卷九号一五四七頁。
- 39 宇都宫地判昭和四四年五月二九日刑集二七卷三号三一八頁。東京高判昭和四五年五月一二日刑集二七巻三号三二七頁。
- 記) 私の調査によって得た資料による。函館地判昭和五六年三月一七日。

第二節 わが国の学説

植村判事、 かし、植松教授は精神医学的見解をも紹介されながら積極的にその見解を示されている。 正常人の情動行為は責任能力の問題にはなりえないという前提が暗黙のうちに認められていたためかもしれない。し わが国の学説は、 鈴木参事官もこの問題にアプローチしておられる。次に、それらの見解を検討しよう。 情動行為者の責任能力について、活発な議論を展開してきたとはいえない。それは、あるいは、 また、実務をふまえた上で、

[植松教授の見解

いるが、 認識能力に影響するとは思われない。ただ、学問の場合のように冷静ではなく、やはり、制御能力については考慮す まず、 清明であり、 植松教授は、 ちょうど、 情動の心理学的特徴については、ヴィッターの見解に賛成される。すなわち、意識は狭窄して 学問や芸術に極度に没頭している状態と同様である。したがって、 正常人の情動は

責めに帰すべき事情によらなかったということに対する同情の価値」があり、一般の法感情が責任能力の減免に同意 しかし、 の人間を基準として責任のことを考えているのである。出発点は『平均的不自由人』を基準とするもの」なのである。 的意味において完全な自主性を有する人間を基準にして考えているのではなく、もともと遺伝と環境との所産として 失わせ、 する場合には、 ては責任ありとされる。すなわち、刑法は決定された者の集団の秩序を維持するために存在するのであるから「根源 ただ、植松教授も、すべての情動による一時的精神障害について責任能力の減免を認めることは、刑事責任の基礎を 広い意味での期待可能性が存在しない場合、すなわち「そのような行動場面に追い詰められたことが自己の 刑法の崩壊を招くおそれがあるとされる。 いわゆる無責性の要件を充足するものとして、責任能力の喪失又は減弱を認められる。 教授は、意思決定論から、正常人の情動行為の場合にも原則とし

不必要性を中心とする無責性の要件を決定的基準としながら、正常人の情動も責任能力の問題として扱っていくとい び「刑法はいわばマイナス うな事案であったという一般予防の不必要性を本質とするものである。このように**、**植松教授の見解は、 点で情動行為を回避できなかったということではなく、 し、それに社会倫理的規範による価値判断を加えて一線を引くことになる」とされていることから、否定的に解して(4) を出発点とすれば、それをプラス(正)として扱うことができる。 激情行動についても、通常人・平均人を出発点と ろうか。この点については植松教授自身は、心理学的基準を充足する情動を前提として議論されてはいないこと、およ 求する見解には入らないといえよう。それでは、少なくとも心理学的には意識障害が明白でなければならないのであ よいと思われる。教授は、 このように、 植松教授は意識狭窄にすぎない場合にも意識障害を認められるのであるから、布置的因子をつねに要 むしろ、 (負)の集団の成員を規律するのであるから、ある一線をそこに引くことによって、そこ 無責性のみを決定的基準とされるように思われる。その無責性の内容も、 一般人も責任能力の喪失又は減弱を認めることに同意するよ

るのである。 う意味で、 すでに考察した西ドイツのロクシンやクリュ ムペルマンの見解と同一の方向をめざしているように思われ

- 1 植松正「激情行動と責任能力」犯罪と刑罰出 (佐伯博士選暦祝賀・昭和四三年) 四二九頁
- 2 植松・前掲論文四二四頁、 四二五頁。
- 植松・前掲論文四三五頁、四三六頁。
- 植松・前掲論文四三六頁、四三七頁

植村判事の見解

少なくとも予見し得た」場合には「原因において自由な行為」(傍点は原文による)の理論の適用として、当然に、三情)を起動する時においては、行為者はその情動により他人への身体傷害や物品損壊が生ずることを当然予見するか 九条は適用されないことになるとされる。(5) 情)を起動する時においては、 われる。すなわち、第一は、 植村判事も、 無責性の要件を必要とされる。 一定時点での情動行為の回避可能性という意味であり、 しかし、その無責性の内容については二通りに解されているように思 植村判事は 「行為者が情動 (激

行なわれるのではなく、むしろ、判事も「あらゆる方面にわたって行われる広汎な心理学的分析による随時の特別なおけるその人間にとって過大な要求であるかどうか」が決定的である。もちろん、そのような判断は鑑定と無関係に 理由付け」(傍点は原文による)が要求され、 を考慮して、 理学的分析によって判明した被告人の年齢、 しかし、反対に第一の無責性の要件をみたすとしても、それだけで三九条の適用が認められるわけではな 情動のように真正精神病ではない場合には「行動を制御せよとのその人間に対する正常な期待がその状況下に そのような事情の下で「人」はその行為を避け得たかを問うのである。 裁判官も鑑定人とともに心理学的分析を行なわねばならない。(6) 経歴、 境遇、 疾患、 知能、 性格、 予謀の余裕の存在、 このように植村判事は 行為時の状況等 心理学: そし すな

ざるを得ない」ので心神喪失を認めることはできないとされる一方、「犯行が被告人の平素の真面目な人格・行状か 必要性を重視したものと考えられる。ここから、植村判事も予防の必要のない事案を特徴づけるという意味での無責 熟慮を要する詐欺であるか、あるいは単純な放火であるかは制御能力の心理学的判断に大きな影響があるであろうし、 ら著しくかけ離れていた」ような場合には、心神喪失が認められるべきであるとされるのである。たしかに、 て「『強殺』という重大犯罪に関する限り右のような精神状態においても、通常人はこれを抑制できたものと期待せ 分析を重視されるが、他方で、やはり規範的考慮を前面に出されているように思われる。すなわち、 いという判断はやはり一般予防の要請を、さらに、被告人の平素の真面目な性格の強調は一般予防及び特別予防の不 人格疎遠性も重要な心理学的基準と思われる。 しかし、「強殺」という重大犯罪に関しては抑制を期待せざるを得な 制御能力につい 犯行が

性の要件を必要とされているように思われるのである。 場合、及び、 おそらく、布置的因子は要求されないものと思われる。心理学的基準を重視されることは右に述べたが、第一及び第 二の無責性を決定的とされるところから、心理学的には意識障害が明白であるにもかかわらず責任無能力とされない 植村判事は布置的因子の要否についてはとくに明言しておられないが、西ドイツの判例に賛成されていることから、(9) 心理学的には意識障害が明白ではないにもかかわらず責任無能力とされる場合がありうることになるよ

(5) 村松常雄・植村秀三・精神鑑定と裁判判断(昭和五〇年)三四頁、三五頁。

うに思われる。

- (6) 村松·植村·前掲書四二頁、四三頁、四四頁。
- -) 村松·植村·前掲書一四八頁。
- 8) 村松・植村・前掲書三七五頁。なお一四八頁と三七五頁を比較参照されたい。
- (9) 村松・植村・前掲書三四頁。

考えられるのであろう。

鈴木参事官の見解

害者から迫害又は挑発をうけて情動犯罪を行なった場合は、例外的に、責任能力の喪失又は滅弱を肯定されるのであ 正常人の情動行為は通常は自己制御を怠った結果として責任能力には影響しないものと考えられるが、被 植松教授や植村判事と同様に、事案の特徴づけという意味での無責性を要求とされるといえよう。(19)

思いやりなどによる宥恕の情緒的要求上」などへの配慮を欠くことはできないことになる。それらの要素は時代とと思いやりなどによる宥恕の情緒的要求上」などへの配慮を欠くことはできないことになる。それらの要素は時代とと 切るのではなく、他の社会的な諸要請もすべて考慮に加えなければならない。したがって、責任能力の判断に際して し、責任能力の判断も変わってくるのである。しかし、現在の段階では、精神病については、一般人も一種の病気ともに変化し、また、たとえば情動行為についての精神医学的・心理学的解明や予防手段の発展が一般人の認識に影響 ついては、 て適用されるべき刑罰以外の措置、『精神医学的認識の成果』、『現在におけるわが国民の倫理思想』、さらには『憐愍、 も「責任すなわち非難可能性の有無および程度を基本としつつ、一般予防および特別予防、社会福祉、行為者に対し そもそも、鈴木参事官によれば、 精神病者による犯罪もやむを得ない害悪と考えるので、責任無能力を認めることができるが、正常人の情動に 無責性の要件をみたさねば責任無能力等を認めえないとされるのである。 刑法のあり方や責任を考えるにあたって、一つの理念や主義だけですべてを割り

識の成果」や心理学的解明はなお精神病についてのそれに比べて十分でなく、結局、 的要求」といった要素から導かれるのであろう。そして、現在の段階では、正常人の情動についての「精神医学的認 鈴木参事官は、 無責性の要件をおそらく、一般予防、特別予防、「憐愍、 思いやりなどによる宥恕の情緒 無責性が決定的な基準となると

- 10 鈴木義男「正常人の衝動的行為と責任能力」研修二九五号 (昭和四八年) 八九頁以下、二九六号 (同年) 六五頁以下、二九七号 七
- 1) 鈴木·前掲論文·研修二九七号七二頁。
- (12) 鈴木・前掲論文・研修二九七号七五頁、七六頁。
- (13) 鈴木·前揭論文·研修二九七号七八頁
- 鈴木・前掲論文・研修二九七号七二頁。

四考察

植村判事は、一定時点での情動行為の回避可能性をも問われるが、すでに西ドイツの学説に対する考察で述べたよう しいように思われるのである。 わが国の学説は正常人の情動行為を責任無能力等とするためには無責性が必要だとする。その無責性の内容として、 右の要素は心理学的な意識障害の判断の際にも考慮されうるので、これを法律学的に独自の要件とする意義に乏

案と考え、 情動爆発に至ったときに、 は意識障害が明白ではない場合にも、無責性の要件が充足される場合、たとえば「被害者から迫害又は挑発」されて 意味での予防が、一般人にも行為者にも不必要だからであった。したがって、なお、心理学的あるいは精神医学的に れらるのも、 要素を考慮しなければならない結果として課されるのである。もともと、狭義の精神病の場合に責任無能力が認めら ある。この要件は、鈴木参事官のいわれるように、責任能力の問題も精神医学的・心理学的判断だけでなく、 むしろ、植松教授、植村判事、そして鈴木参事官がそろって認められる、事案の特徴づけとしての無責性が重要で 法規範の妥当性自体には疑いを抱かず予防の必要がなければ、責任無能力とする余地も残ると思われる。 精神病者は規範的要求に従いえないことから、とくにその者を処罰して規範の妥当性を確かめるという 鈴木参事官や植松教授のいわれるように、一般人はそれを精神病の場合と同様に特殊な事 他の諸

ツのロクシンやクリュムペルマンらの見解と同様に、 この意味で、 わが国の学説が、 正常人の情動行為の責任能力について無責性を決定的要件としていることは、西ドイ 極めて注目に値すると言えよう。

要求すべきではない。 基準によって意識障害とされる場合にも、 存在する場合にはそれ自体で責任無能力を認められる。これは正しいと思われるが、さらに、現段階では、 心理学的研究の成果が十分に考慮されなくなるのではないかという疑問がある。この点、植松教授は、 ただし、無責性をつねに決定的なものとする結果、 責任無能力等を認めるべきであろう。このような場合に付加的に無責性を 鈴木参事官の見解では、正常人の情動についての精神医学的 布置的因子が 心理学的

第五章 強壮性情動と虚弱性情動

一節 強壮性情動と虚弱性情動

あり、 動はさらに二種に大別される。 (Arger)、憤激 (Entrüstung)、 情動は一過性の強い感情で、身体的・生理的付随現象を伴い、行動へと人をかりたてるものである。このような情 錯乱 (Verwirrung)、 恐怖(Furcht)、驚愕(Schrecken)、狼狽(Bestrüzung)等がこれにあたる。 闘争心(Kampflust)等がこれに含まれる。 もう一つは虚弱性情動 (asthenische Affekte) で 一つは強壮性情動 (sthenische Affekte) であり、憤怒 (Zorn)、 憎しみ (Haß)、

恐怖、 可罰とする (三三条)。 情動の立法的取扱いにおいても、この二種類の情動は区別されることが多い。たとえば、 自己又は他人の生命、 驚愕による過剰防衛を不可罰とし(五三条三項)、西ドイツの現行刑法は錯乱、 わが国においても、 身体又は貞操に対する現在の危険が実在しないのに、 盗犯等の防止及び処分に関する法律は、 行為者が恐怖、 盗犯の侵入等の一定の状況におい 恐怖、 西ドイツの旧刑法は狼狽、 驚愕による過剰防衛を不 驚愕、 興奮又は狼狽 (161)161

の適用を認めている。判例も、たとえば、西ドイツでは、酒を飲んで暴力を振るう被害者が当夜も大暴れし、被告人と(4) 西ドイツにおいても、わが国においても、右の諸規定は当然に虚弱性情動のみに適用されるとされるのである。 がある。しかし、なお、もっぱら憤怒等による場合については右の諸規定は適用されないとする見解が有力である。そ(6) できないとして原判決を破棄した。わが国においても、同僚と飲酒中に被害者が凶器を持参して居室に暴れ込んできできないとして原判決を破棄した。わが国においても、同僚と飲酒中に被害者が凶器を持参して居室に暴れ込んでき 審が憤怒によるものであるとして旧法五三条三項の適用を否定したのに対し、連邦最高裁は、重大な緊迫した事態で は「貞操」又は「名誉」に対する侵害に対応するもので、やはり一種の虚弱性情動と立法者は解している。つまり、 ときはこれを罰しないことにした(一四条三項)。 たしかに、わが国では右の規定に「興奮」が含まれているが、これ て、過剰防衛一般について、恐怖、驚愕、興奮、狼狽のあまり行なわれたもので、行為者を非難することができない のあまり、現場において盗犯等を殺傷した場合を不可罰とする(一条二項)。また、改正刑法草案は右の規定にならっ たときに、憤激と狼狽等から被害者を庖丁で刺殺したという事案につき、盗犯等防止法一条二項の適用を認めたもの はいくつかの情動が重畳的に発生しうるのであり、有罪とするに必要な確実性をもってはそれらの情動の種類を区別 口論の末に突然に襲いかかり、取っ組合いとなった後に、被告人が被害者をハンマーで殴って殺した場合について、原 こで、従来の考え方で、この二種類の情動の区別を説明できるかが問題になる。以下では、この点について検討したい。 もっとも、実際には恐怖と憤激が併存することも稀ではない。したがって、学説はそのような場合にも右の諸規定

泉二新熊「盗犯等の防止及処分に関する法律理由」法曹会雑誌八巻六号(昭和五年)一七六頁。

西ドイツの現行法が狼狽にかえて錯乱を規定した点については、とくに本質的な変更があったわけではないと解されている。内藤謙・刑法

改正と犯罪論「「(昭和五一年)六〇四頁参照。

- 木村栄作「刑法改正作業レポート(一七)――犯罪(その一)」ジュリスト四一一号(昭和四三年)一五二頁。
- Strafgesetzbuch Leipziger Kommentar (Baldus), 9. Aufl., 1974, §53 Rdnr. 44; Schönke-Schröder (Lenckner), Strafgesetzbuch Kommentar,

- BGHSt. Bd.3, S.194ff. Vgl. BGH GA 1969, S.23f. Aufl., 1982, §33 Rdm.5. 富田仲次郎「盗犯等の防止及処分に関する法律に就て」司法研究一四輯四号(昭和六年)六〇頁以下。
- 五○年一一月二八日刑集二九巻一○号九八三頁、最決昭和五二年七月二一日刑集三一巻四号七四七頁、前田雅英「刑法三六条にいう『急追』 を防衛意思の内容として考える以外にないとも思われる。この点について、最判昭和四六年一一月一六日刑集二五巻八号九九六頁、最判昭和 う(Roxin, Über den Notwehrexzeß, Schaffstein-Festschrift, 1974, S.121)。しかし、わが国では防衛意思の内容は不明確であり、虚弱性情動 情動を同義に扱っている。たしかに、ロクシンが批判するように、両者は別であり、防衛意思があっても虚弱性情動にあたらない場合もあろ 前橋地裁高裁支部判決昭和四一年一〇月一四日下刑集八巻一〇号一三五一頁。なお、この判決及び西ドイツの前掲の判決は防衛意思と虚弱性

の意義――刑法三六条の防衛行為と防衛の意思」警察研究四九卷九号(昭和五三年)五七頁以下参照。

四年)九四頁、東高判昭和四七年一二月二一日東高刑時報二四巻一号八頁。法制審議会・改正刑法草案附同説明書(昭和四九年)一〇九頁、四年)九四頁、東高判昭和四七年一二月二一日東高刑時報二四巻一号八頁。法制審議会・改正刑法草案附同説明書(昭和四九年)一〇九頁、 recht, 11. Aufl., 1969, S.89; BGH NJW 1969, S.802; RG JW 1932, S.2432f. 谷口正孝「盗犯防止法の運用について」法律時報二三巻一〇号 一〇頁。 (昭和二六年)三四頁以下、 安西温「盗犯等の防止及処分に関する法律」研修二六五号(昭和四五年) 一〇四頁、 大塚仁・特別刑法(昭和三 Leipziger Kommentar (Baldus), a.a.O., §53 Rdnr. 44; Schönke-Schröder (Lenckner), a.a.O., §33, Rdnr. 4; Welzel, Das Deutsches Straf.

無過失による説明

解する余地が出てくる。 ッ刑法三三条あるいはわが国の盗犯等防止法一条二項は、この過失も存在しない場合をとくに規定したものであると は、違法阻却事由の錯誤について厳格責任説を採用しない限り、一致して認められるところである。そこで、西ドイ 認した場合は、故意が阻却され、過失を処罰する規定が存在する場合に限ってこれを過失犯として処罰しうる。これ 急迫不正の侵害が現実には存在しないのにこれを存在すると誤認した場合及び自己の防衛行為の過剰性について誤

過失がない場合を定めたのが本条項の趣旨であるとする。すなわち、行為者が誤って過剰性の認識なしに防衛の程 西ドイッでは三三条を過剰防衛についての規定と解するのが一般であるが、シュミットホイザーは過剰性につい

手段で防衛しうることを認識できたのでなければならない。しかし、現実に違法な攻撃が存在し、行為者が錯乱、 に欠ける。次にこれを過失として処罰するためには、行為者がその具体的状況下の心理状態として、攻撃をより軽い を越えた場合には、事実の認識を誤ったが故に、防衛のためにそのように行動してよいと思っているのであり、 条項は当然のことを規定していて無意味だとする。これに対して、レンクナーやバルドウスは、本条項は、行為者は 注意義務に従って行動しえなかったという証拠法則(Beweisregel)を定めたもので、無過失を擬制する点でなお意味が レンクナーも、 過失が存在しない場合はとくにこの規定がなくとも処罰されないのである。そこで、シュミットホイザーは、 驚愕等の虚弱性情動に陥り、直ちに行動する場合には、より軽い防衛手段をとりうるという認識に至りえない。 (1) 情動によって認識を誤り、危険だと思って直ちに行動する場合を本条項は規定しているとする。(2) しか

あるとする。 いて、 情動に陥って、瞬間的に行動するために注意義務に従って行動しえなかったことにある。しかし、そのような精神状 別は他の理由に求めねばならなくなる。 合と同様に困難である。 ていたとしても、相手の侵害の強度、 しかし、このような考え方が過失を認めない根拠は、 たとえば斧であるか棒であるかを誤った場合、足を射つつもりが弾丸は頭にあたった場合等において、憤激し 憤激等の強壮性情動の場合も同様であるといえよう。 レンクナー自身もこのことを認めるようである。そうすると、虚弱性情動と強壮性情動の区(5) 自己の防衛手段について確かめ、より軽い手段をとることは、 相手の攻撃によって異常な精神状態に陥って、つまり高度の 相手の侵害の強度を誤認した場合、自己の防衛手段につ 虚弱性情動の場

犯等防止法一条二項については、誤想防衛についての規定だとする見解が有力である。立案当局がすでにそのよ

と誤認したことに過失のないことを指称するものだとされる。 場合には誤認につき何等過失ないのである」とされた。谷口判事も、後述の大審院判例が漫然と興奮しただけでは不場合には誤認につき何等過失ないのである」とされた。谷口判事も、後述の大審院判例が漫然と興奮しただけでは不 十分でさらに「宥恕すべき事由」がある場合にのみ本条項が適用されるとしたのは、 田博士も「強盗押入りたる等の事由のため、恐怖、驚愕して生命等に対する危険急迫せるものありと誤認したる如き **うな解釈を示しており、誤想性について過失がない場合、すなわち、恐怖、** ると考えてその排除のために殺傷に至った場合は過失がないことを注意的に規定したものであるとする。その後、吉 驚愕等のために生命、 危険が現在しないのに現在する 身体等に危険があ

では、突然殴打されて憤激したために急迫不正の侵害について誤認したものと考えられる。そうだとすれば、右の立 で後方から突き刺して死亡させたという事案について、最高裁は、本条項の適用を否定した原判決を破棄した。本件 けてきたので、その都度裏山や物置小屋に身を隠したが、なおも押しかけてきそうなので、防衛用として日本刀を身 というには別の理由づけが必要になろう。 場からは本条項の適用は当然であって、「憤激という事実状態」と「興奮、 のに憤激して、被害者の兄が被害者を抱きしめて重ねて暴行しようとするのを制止しているにもかかわらず、日本刀 ば、飲酒酩酊の上でからんできた被害者を避けて、被告人は自宅に帰ったが、同夜、二度にわたって被害者が押しか 辺において寝たが、 しかし、右の立場によっても憤怒によったからといってつねに誤認に過失があるとはいえないと思われる。 一二時頃、被害者が戸をこじあけて入ってきたので応対するうち、いきなり被害者に殴打された 驚愕、 狼狽という事実状態」とは異なる(ユ) たとえ

法性の錯誤が回避不可能な場合を規定したのが西ドイツ刑法三三条だという説明が可能である。ボッケルマンは以前 厳格責任説に従えば、 違法阻却事由の錯誤はすべて禁止の錯誤である。そこでこの説に立てば、恐怖等によって違

にそう解していた。わが国においても、草野博士は、盗犯等防止法一条二項は過剰防衛に関するものであるとされた(空) 上で、本条項は過剰性の錯誤という違法性の錯誤について、緊急状態で恐怖、 驚愕等のためにそれが回避不可能な場

合、 草野博士の用語に従えば過失のない場合を規定したものであるとされる。(3)

棒で殴打して傷害を負わせたという事案について、弁護人が興奮と憤怒は同義語であり一条二項が適用されるべきで 断されている)、 違法性の錯誤を回避する可能性が高かったといえる点から、違法性の錯誤に過失があると解されるの(色) なったからではなく、本件では被告人に過剰性の認識があったと思われ(原審では過失傷害罪ではなく傷害罪として処 してい被告人が、捕漁しようとする者を日夜警戒していたが、ある日午後九時頃、捕漁者を発見し、憤怒の余り、棍 であろう。そうだとすると、違法性の錯誤の回避可能性によっても、強壮性情動と虚弱性情動の区別は説明できない した。草野博士は本件は違法性の錯誤について過失があった場合だとされる。しかし、博士も憤怒から過剰行為を行(4) あると主張したのに対して、殺傷に至ったことに宥恕すべき事情が存在しないので、本件には同条項の適用はないと しかし、右の説明によっても、強壮性情動と虚弱性情動の区別は困難である。大審院は、 川漁師として魚の養殖・

(H) Schmidhäuser, Strafrecht, A.T., 2. Aufl., 1975, 11/26, 10/84, 10/86.

ことになる。

- (v) Schönke-Schröder (Lenckner), a.a.O., §33 Rdnr. 6.
- 3 ついて、防衛の程度を越えたことについて過失があり、その過失犯について処罰規定が存在する場合に限り、処罰するとする。 Leipziger Kommentar (Baldus), a.a.O., §53 Rdnr. 4. なお、一九七四年オーストリア刑法三条二項は、狼狽、恐怖、驚愕による過剰防衛に
- (4) なお、町野朔「誤想防衛・過剰防衛」警察研究五○巻九号(昭和五四年)四九頁参照:
- (15) Schönke-Schröder (Lenckner), a.a.O., §33 Rdnr. 4
- (6) 泉二·前揭論文一七六頁。
- -) 吉田常次郎「盗犯防止法について」法曹会雑誌八巻七号(昭和五年)八八頁。

待可能性の不存在の根拠とされているのは、

減少から説明しようとする立場も、(1)

- 8) 大判昭和一三年七月二九日刑集一七卷一三号六一九頁。
- 9) 谷口・前揭論文三六頁、三七頁。
- 10) 最判昭和二六年五月一五日法律時報二三巻一〇号三一頁。
- 11) 谷口・前掲論文三四頁。
- recht, A.T., 3. Aufl., 1979, S.133 Bockelmann, Strafrecht, A.T., 2. Aufl., 1975, S.126. しかし、 第三版では後述する期待可能性による説明となっている。Bockelmann, Straf-
- $\widehat{13}$ ノ防止及処分ニ関スル法律第一条第二項の意義」刑事判例研究第四巻(昭和一四年)五一頁以下。 草野豹一郎「法律の錯誤(其の一)」刑法改正上の重要問題 (昭和二五年)一七一頁以下、「法律の錯誤(其の二)」同書一九一頁、「盗犯等
- 大判昭和一三年七月二九日刑集一七卷一三号六一九頁。
- (15) 草野「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第一条第二項の意義」六二頁。
- 三巻三・四号二五二頁。この点について、町野・前掲論文四九頁参照。 なお、防衛行然の相当性の誤認も誤想防衛として故意を阻却することを明示したものとして、盛岡地一関支判昭和三六年三月一五日下刑集
- ♪) 草野「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第一条第二項の意義」五九頁、六○頁参照。

第三節 期待可能性の不存在による説明

明がない場合にもなお、責任非難を断念しようというのである。三三条三項を期待可能性の不存在のみならず違法性 不可能ないし困難であることが証明されれば、それは責任能力の問題となる。したがって、ここでは、そのような証 意味にかなった自己決定がほとんどできなくなるので、通常の状況での犯罪と比較して、合法な態度を期待しにくく なる。このことを規定したのが三三条だとするのである。もちろん、精神医学的、心理学的に規範に従う動機づけが 西ドイッの通説は三三条を期待可能性の不存在によって説明する。緊急状態において圧倒的な精神的衝撃をうけ、

期待可能性に関する限りは同様に説明する。そして、これらの立場において期

緊急状態における「異常な動機状態」「情動が防衛の必要性についての(2)

動」していることである。しかし、このような異常な精神状態のみを期待可能性不存在の根拠とするならば、それは 適切な判断、 測定を困難にする」こと、「情動が行為者の態度を決定してしまう」こと、「精神的例外状況において行

強壮性情動についても同様であるといえよう。

相手の攻撃によって精神的衝撃を受けたとしても、さらに具体的に、自己の決意をなお適切に操縦することが可能だ きないときは、行為者は責任なく行為したものである」と規定し、非難可能性がないことを要件としていた。つまり、 案の三八条二項は過剰防衛について「錯乱、 現行法三三条は、違法な攻撃を受けて精神的衝撃によって行動したことをもって、すでに期待可能性がないと考えて が異常に困難であったという点においても、強壮性情動と虚弱性情動とで差がないことになる。攻撃に激怒して過剰 的衝撃が存在すれば、それだけで行為者にとって正しい動機づけが異常に困難であったことの十分な徴表と考えるべ ったか否かを問おうとしたのである。しかし、これは連邦議会刑法特別委員会で排斥された。すなわち、一定の精神のたか否かを問おうとしたのである。しかし、これは連邦議会刑法特別委員会で排斥された。すなわち、一定の精神 防衛になったとしてもやはり期待可能性がないことになる。 いるのである。しかし、そうすると、被告人は被害者による攻撃的状況にあるという点においても、正しい動機づけ きであり、さらに非難可能性の検討を要求することは裁判官への過度の要求であるとされたのである。したがって、 もっとも右の点については、西ドイツの現行法の立法過程において議論があった。すなわち、一九六二年の政府草 恐怖または驚愕を理由としてその過剰につき行為者を非難することがで

ぜ期待可能性がないのかについては必ずしもはっきりしない。 って説明されるべきであるから、 わが国においても、盗犯等防止法一条二項を期待可能性の不存在によって説明するのが通説である。(9) 恐怖、 驚愕等は期待可能性を排除する程度のものでなければならないとされ、 しかし、 団藤博士は、 同条項は期待可能性の理論によ もっとも、

とともに「興奮」を規定する以上、

単に腹を立てたというだけで本項の適用があるとは考えられないこと、「行為者

の恐怖等によって博士のいわれる決定の自由が失われることにその根拠を求められるようである。また、大塚教授もの恐怖等によって博士のいわれる決定の自由が失われることにその根拠を求められるようである。また、大塚教授も 軽度の憤激は含まれないとされ、高度の情動に期待可能性の不存在の根拠を求められる。

理由で、後者の要件も残されたのである。 生じる。この点、 されるために要求される恐怖、驚愕等の程度を明らかにしたものである。しかし、そうすると、恐怖等の「あまりに」(ミュ) という表現でこの程度は示されているので、「非難することができない」という要件は無用ではないかという疑問が 第一小委員会の審議によれば、期待可能性がないといえる場合にはじめて罰しないこととする趣旨であり、不可罰と もので、行為者を非難することができないときはこれを罰しないとする。この「非難できないとき」という要件は、 は、盗犯等防止法一条二項にならって、一般の過剰防衛についても、恐怖、驚愕、興奮又は狼狽のあまり行なわれた 情動の程度のみを問題にする考え方は刑法改正の過程においても見られる。改正刑法草案一四条三項 審議の過程では、両要件によって相互に絞りをかけて無罪とするための程度を明らかにするという

状態が含まれる嫌い」があるとされたが、同様のことは改正刑法草案一四条三項にもいえよう。この点について草案 の理由書は、 することができないときは罰しないと規定していたことに対し「興奮というと憤怒、復讐というような能動的な精神 名誉等の侵害に対応する虚弱性情動を示すとしても、なお憤怒等を積極的に排除する理由に乏しい。青柳教授は、準名誉等の侵害に対応する虚弱性情動を示すとしても、なお憤怒等を積極的に排除する理由に乏しい。青柳教授は、準 に、盗犯等防止法一条二項や改正刑法草案一四条三項のように、「興奮」が規定されている場合には、 たとえそれが 備草案一三条二項が過剰防衛について、その行為が精神の衝撃又は興奮のあまりに行なわれたもので、行為者を非難 だが、このように情動の程度だけを期待可能性不存在の根拠にするならば、強壮性情動も排除できなくなる。とく 盗犯等防止法一条二項の運用実績から見て「興奮」が不当に広く解釈されるおそれはないこと、

を非難することができない」という要件も存在することを理由に「興奮」を残している。しかし「非難することがでを非難することがで を立てたのではない場合は、激怒等を排除できなくなる。これを排除できるというならば、 きない」という要件の実質が、すでに見たように、高度の情動を表わすことにあるならば、 したがってまた、単に腹 非難可能性がないこと、

期待可能性がないことの根拠を他に求めていることになる。

突然大きな音をたてて、被害者らが入口のガラスを破壊して玄関に入り、「酒を飲ませろ」等と怒鳴ったため、 被告 うとしたが、帰りそうもないので、庖丁でも見せれば逃げるだろうと思い、又防衛用として庖丁をとり出したところ**、** 犯等防止法一条二項の適用を排除できないのではないだろうか。 から期待すべき場合とそうでない場合を区別するとしても、その実質的理由を明らかにしなければ、本件について盗 のいわれるように「行為事情の類型的把握」により、国家と国民との緊張関係において、法秩序全体の要請、 した形跡があること、庖丁をいちはやく持ち出し、進んで振り回し、積極的反撃に出たことをもって、期待可能性 の仕方は十分心得ているはずであり、説得を試みる余地はあったのにかえってややけんか腰で応答し、被害者を刺激 きた同人の胸部を突き刺したという事案である。札幌高裁は、被告人は長年調理士をしていて、酒飲みに対する応接 まず被害者のうち一人が手拳で頭部を殴打してきたため、興奮と憤激の余り庖丁を振り回して、なおも殴りかかって 人は驚いて起きあがり、追い帰そうとしたが、なおも「酒を出さなきゃ、金を出せ」等の暴言をはくので、追い帰そ しないとしたものがある。すなわち、食堂の調理士である被告人が閉店後ベッドで寝ていたところ、午前一時すぎに って興奮と憤激の余り行為したのである。国民的道義観念上憤激は当然に排除されるといえるであろうか。佐伯教授 判例においては、すでに述べた大正一三年の判例のほかに、興奮と憤激による場合について、 宥恕すべき事情が存在 無罪としていた原判決を破棄した。藤木博士はこの判決に賛成される。しかし、被告人は被害者の殴打に(8) 目的等 ょ あ

- provoziertem Angriff--OLG Hamm, NJW 1965, S 1928, JuS 1969, S.462 Teilnahme an einer Notstand i.S. der §§52, 53 Abs. 3 und 54 StGB strafbar?, ZStW Bd.78, 1966, S.79; Noll, Tatbestand und Rechtswidrigkeit: Die Wertabwägung als Prinzip der Rechtfertigung, ZStW Bd. 77, 1965, S.17f.; Rudolphi, Ist die Rudolphi, Notwehrexzeß nach
- Welzel, a.a.O., S.11f.
- 3 Stratenwerth, Strafrecht, A.T., 2. Aufl., Rdnr. 440, 615
- 4 Bockelmann, a.a.O. (3. Aufl.), S.132.
- 5 Mezger-Blei, Strafrecht, A.T., 15. Aufl., 1973, S.237.
- 6 内藤·前掲書下六〇四頁。
- 7 内藤・前掲書印六〇七頁、六二一頁。
- 8 内藤・前掲書印六二一頁。内藤・西ドイツ新刑法の成立(昭和五二年)八〇頁。
- 田文昭・刑法Ⅰ(総論・昭和五二年)二四一頁注⑵、小野・前掲論文二四〇頁、曾根威彦「緊急行為」現代刑法講座第二巻(昭和五四年)六 九年)二〇四頁、大塚・前掲書九四頁、木村亀二・刑法総論(昭和三四年)二六四頁、藤木英雄・注釈刑法②のI(昭和四三年)二五八頁、内 三頁以下、中谷瑾子・注釈特別刑法第二巻(昭和五七年)二八六頁。 たとえば、団藤重光・刑法綱要総論(改訂版・昭和五四年)二二四頁注(三四)、三〇三頁、 佐伯千仭・刑法講義(総論・改訂版・昭和四
- 10 団藤·前掲書二二四頁注 (三四)、三〇三頁。
- $\widehat{\mathbf{n}}$ 大塚・前掲書九四頁。安西・前掲論文一〇九頁も同旨。
- 12 内藤·前掲書出(昭和四九年)六頁以下参照。 木村・前掲論文一五二頁。

13

- 14 内藤·前掲書
 下六六三頁。
- 15 木村・前掲論文一五二頁。
- 16 青柳文雄・刑法通論Ⅰ総論(昭和四○年)二○八頁。
- 18 17 法制審議会・改正刑法草案附同説明書一〇九頁、一一〇頁。
- 19 藤木・刑法講義総論 札幌高判昭和三九年一月二八日高刑集一七巻一一号一一八頁。 (昭和五○年) 一七一頁、一七二頁、一七五頁、一七六頁、前掲書二五九頁。
- 小野博士は、前述の大正一三年の大審院判決が「宥恕すべき事情」を要求するのは、具体的事情の下で他の行為を期待できなかったときに

項と期待可能性」刑事判例評釈集第一卷(昭和一三年)三〇一頁、三〇二頁。 はじめて道義的責任上処罰できなくなるという趣旨であるとされ、この見地から憤激等を排除されるようでもある。小野「盗犯防止法一条二

21 期待可能性の思想・三六九頁)、 うな状況においては冷静に防衛の必要性の限度を弁別して行動することを期待できないとするものであるとされながら(佐伯・刑法に於ける 佐伯・総論二九〇頁、刑法に於ける期待可能性の思想(昭和二八年)三二七頁以下。佐伯教授も、盗犯等防止法一条二項の規定は、そのよ 他方で、なお、具体的に期待可能性がないことが確認されねばならないとされる(佐伯千仭・米田泰邦・期

第一四節一考 察

待可能性《総合判例研究叢書⑵・昭和三九年》三五頁、三六頁)。

そのもとで態度をとるに至ったところの行為事情の類型的把握により得られるべきである」とされるとき、そこで であろうか。この点を十分に説明しないために、従来、国家標準説、行為事情の類型説は、国家が処罰を必要とする ときに期待可能性ありとするものとして批判されてきたのである。しかし「標準は行為者ではなく、むしろ行為者が(2) に考えることが直接に新派の社会的責任論と結びつくと思われたために、一般に右のことが認められなかったのでは なわち予防の機能を果たしうる場合を基準とすることが示されているのではないだろうか。ただ、従来は、そのよう ないだろうか。 (5) 期待可能性を期待する者と期待される者との緊張関係においてとらえるとしても、その基準はどこに求められるの 他行為可能性に基づく責任非難ではなく、「法律に内在する指導理念」に従いつつ、刑罰が効果をもちうる、す

ば、期待可能性も国民的・道義的観念による責任贖罪の観点から考えることはできない。そして、このように予防を 期待可能性の中心に置くならば、右の諸規定における強壮性情動と虚弱性情動の区別を説明できるように思われる。 させて理解すべきであると考えたのであったが、刑罰目的を応報ではなく、一般予防及び特別予防としてとらえるなら 本稿の立場からは、同種の行為の予防の必要性が期待可能性の基準と考えられる。すでに、責任は刑罰目的と関係 0

喧嘩の仲裁に入ったがやまず、

一旦その場から離れたが、Cが逃げた後、

B女が被告人に抗議し、

胸倉をつかんだ

予防の必要性があるが、虚弱性情動は他の一般人が模倣する心配がなく、予防の必要性がないのである。ヤコブスも、 すなわち、 味しかなく、攻撃者自らが法秩序の期待を安定させなかったのであるから、行為者に帰責する必要はなくなるという。 等防止法一条二項を無過失や期待可能性の不存在によって説明しようとする従来の見解は、 としても、予防という質的な面では責任に差が生じるように思われるのである。西ドイッ刑法三三条やわが国の盗 すなわち、仮に強壮性情動と虚弱性情動が同程度の精神的衝撃をもたらし、 攻撃に対して行為者が冷静さを失ったとしても、それが虚弱性情動であり、 としていたために、強壮性情動と虚弱性情動の区別が困難になったように思われる。 ロクシンのいうように、 同じ高度の情動でありながら、 強壮性情動は一般により攻撃的で危険であるので 犯罪性を示さない限り、それは二次的意 両者の間に量的な面では責任に差がな 右の量的な面をその根拠

判昭和二六年五月一五日の事案、大判昭和一三年七月二九日の事案、札幌高判昭和三九年一月二八日の事案がこれに(エ) (エ) うに、盗犯等防止法一条二項等を適用し**うる。したがって、右の規定が適用されない強壮性情動とは、** 受身的な情動、 の憤激の背後には、自己又は他人の生命・身体等が危険にさらされているという認識に基づく精神的衝撃、すなわち、 受けた場合にも、 害者の攻撃によって精神的衝撃を受けてはいるが、被害者の攻撃による自己又は他人の生命・身体等の危険化によっ 該当しよう。 て精神的衝撃を受けたのではないような場合をいうことになろう。盗犯等防止法一条二項に関しては、 もちろん、事実認定の問題としては、 また、 虚弱性情動が認められることが多い。そして、そのような場合には、すでにみた従来の学説が示すよ(9) 憤激の情を発しながら防衛することは人間本来の感情であろう。しかし、そのような場合にも、(a) 過剰防衛に関しては、 強壮性情動と虚弱性情動を截然と区別することは難しい。 大判昭和一一年一二月七日の事案、(3) すなわち、 被告人は海岸でB女とCと 急迫不正の侵害を たしかに、被 先にあげた最

憤激して B女を 海中に 突き落して 負傷させた 事案がその 典型といえよう。

右の諸規定の場合には、

防の必要性によって盗犯等防止法一条二項等から強壮性情動を排除しようとするにすぎない。(エラ) 神医学的・心理学的に責任無能力とされる場合を除き、その他なお他行為可能性が存在するような場合について、予 がって、厳密な意味では他行為可能性がなお存在する場合も含ませているのではなかろうか。 「之に臨むに刑責を以てするの必要がない」場合とほとんど同義で、 責任無能力という用語が用いられている。 した 精神医学的・心理学的研究を前提として、厳密な意味での責任無能力について述べているとは思われない。 でもなお予防の必要性によって責任を問うことになるからである。しかし、右の司法大臣の説明は、情動についての のように予防の必要性によって強壮性情動を排除することは許されないであろう。他行為可能性の存在しないところ るの必要がないといふことを、明らかにして置くことが適当であると考へたのであります」と述べている。もし右の 失ひまして、殆ど無意識の挙措を敢へてするに至ることのありますのは、往々見る所であります。斯る場合に於きま 又は侵入者等に遭遇致します場合に、 して、現行法の上に於ては責任能力の上から見て、其罪を罰せざることを得ますけれども、之に臨むに刑責を以てす 前提となっている。たしかに、 盗犯等防止法一条二項の場合には行為者は厳密な意味での責任無能力となるという意味であるならば、本稿 わが国の盗犯等防止法一条二項について、立法当時の司法大臣の説明は「良民が盗賊 恐怖、驚愕、昻奮、狼狽等の結果、 急迫重大なる危険の存否に対する判断力を 本稿の立場は、まず精 むしろ、

- $\widehat{\mathbb{I}}$ Grundlagen der strafrechtssystematischen Schuldlehre, 1974, S.228 佐伯・刑法に於ける期待可能性の思想三二七頁。 佐伯・米田・期待可能性二九七頁以下。 Vgl. Aachenbach, Historische und dogmatische
- 和二七年)二七五頁以下、川端博「期待可能性」現代刑法講座第二卷(昭和五四年)二四九頁。 「期待可能性」刑法講座第三巻(昭和三五年)二六頁、二七頁、滝川幸辰 「期待可能性の理論」刑事法講座第二巻 昭

情動そのものは、精神医学的・心理学的に他行為可能性を奪うほど強くないことが

- (3) 佐伯·総論二九〇頁。
- (4) 牧野英一·日本刑法田(重訂版·昭和一二年)一四五頁、一四六頁参照:
- の可能性にもとづく責任非難とは何かという問題が深刻な論議の対象とならざるをえなくなるとされる。中山研一・刑法総論の基本問題(昭 和四九年)二〇一頁。 なお、中山教授は、期待可能性論は平均人を援用することによって、道義的責任を法的責任にまで緩和したが、そのことによって、他行為
- Roxin, "Schuld" und "Verantwortlichkeit" als strafrechtliche Systemkategorien. Henkel-Festschrift, S.189; Über den Notwehrexzeß, S.117,
- (7) Jakobs, Schuld und Prävention, Recht und Staat 452/453, 1976, S.23. なお、平野龍一・刑法総論Ⅱ(昭和五○年)二七八頁参照
- (8) 大阪高判昭和三五年一一月四日高刑集一三巻八号六二○頁。
- 9 察研究五二卷(昭和五六年)六六頁以下参照。 最判昭和四六年一一月一六日刑集二五巻八号九九六頁、拙稿「防衛の意思と攻撃の意思とが併存している場合と刑法三六条の防衛行為」警
- (10) 法律時報二三巻一〇号三一頁。
- (1) 刑集一七巻一三号六一九頁。
- (12) 高刑集一七卷一一号一一八頁。
- にさらされたことによる精神的動揺が存在しているのである(田原調査官の解説、最高裁判所判例解説昭和三三年度刑事編八○頁)。 打し、さらにタオルで頸部を強圧して殺害したものである。最高敖は過剰防衛の余地はないとした。しかし、この事案では当初は自己が危険 等と暴言し暴行したので、被告人は平素の憤懣を抑えかねて憤激の余り手斧で同人の頭部を二回強打し、さらに昏倒した同人の頭部を二回強 三三年二月二四日(刑集一二巻二号二九七頁)の事案にはなお若干の問題がある。すなわち、飲酒しては暴れる被害者が飲酒し、殺してやる なお、もし、本件がもっぱら憤激によるもので、仮に将来において改正刑法草案一四条三項の適用はないとしても、その他の点で事案の特 刑集一五巻二二号一五六一頁。さらに、大阪地判昭和五六年二月一九日判例時報一〇一八号一三八頁参照。この角度からみると、最決昭和
- 14 殊な性質から予防の必要性がなく、また憤激が高度のものであれば、前章までに考察した無責的情動による責任の否定も考えうるであろう。 小野清一郎「盗犯等の防止及処分に関する法律」刑の執行猶予と有罪判決の宣告猶予及びその他(増補初版・昭和四五年)二一四頁参照。 藤木英雄・注釈刑法②のI(昭和四三年)二五四頁参照。Vgl. Hellmuth Mayer, Strafrecht, A.T., 1967, S.101, 114, 115
- 15 ているため、強壮性情動を全く排斥できるかには罪刑法定主義上若干疑問もある。この点について、Roxin, Kriminalpolitik und Strafrechts もっとも、先に述べたように、盗犯等防止法一条二項及び改正刑法草案一四条三項は、 西ドイツ刑法三三条と異なり、「興奮」をも規定し

終章

以上で本稿の考察を終わる。ここに、一応の結論と本稿の概要を示す。

当該犯罪行為を行なったのと同様の事態が将来発生した場合に、行為者及び一般人が今度は規範に従って動機づける になる。西ドイツの刑法改正の過程で明らかにされたように、刑法及び刑罰の目的は規範的な予防にある。すなわち、 するような一定の事実が存在する場合には、そのような診断によって、一般人は行為者と自らを区別し、 であったならば、行為者が処罰されなくとも、一般人に対して規範はなお妥当するのである。また、責任無能力に値 せることが重要なのである。したがって、行為者の精神状態が規範による動機づけを不可能にするような異常なもの い。また、一般予防に関しても、客観的・主観的に正常な状況にある者に対しては一定の規範が妥当することを知ら の可能性が前提となる。そのような可能性がなかったのならば、将来においても同様の行為を予防することはできな ようにすることが目的である。したがって、特別予防に関しては、当該行為の時点での行為者の規範による動機づけ 為を模倣する可能性がなくなるともいえよう。 第一に、意識障害によって規範的な動機づけが不可能とされる場合は情動行為者の責任能力は否定されるべきこと 行為者の行

後の態度、 立があった。ウンドイッチ、トーメーらは、 いうのであり、その判断基準は経験的・現象的に示しうるとし、とくに行為者の生活史、 そこで、次に、どのような場合に正常人の情動が意識障害とされるかが問題となる。 表情、 記憶等を正常人と比較して基準を得ようとした。これに対して、ハダミーク、ド・ボア、 意識障害とは自分の行為を規範的に意味づけする能力の障害のすべてを 西ドイツでは激しい議論の対 人格と行為との関係、 ヴィッター

について検討していないという理由のみで排斥することはできないと思われる。 なってきているのであり、少なくとも、意識障害を肯定する鑑定を、 の学説を批判することはできない。 は必ずしも意識混濁を伴わない意識障害を心因性もうろう状態として認められるのである。 の布置条件が存在する場合にのみ意識混濁を伴い、 ては武村教授の論文によって西ドイツとほぼ同様の議論が始まったといえる。武村教授は極度の不眠、 ドイッチらの基準を深め、具体的判断基準を確立することがめざされ、ハラーマン、ラッシュ等は情動展開過程を研 である。こうして、正常人の情動が布置的因子なしにも意識障害をもたらしうることが認められてからは、 原因よりも効果が重要だとする立場から「深い意識障害」という表現を用い、これが現行法二〇条にうけつがれ みよりがなされ、一九六二年草案の理由書は布置的因子を要求しないことを明言し、 が判明する。とすれば、 お をより詳細に見るならば、 ば、 行為者が行為を予め決定あるいは決意していたか否かというような点を重視するに至っている。 議論の対立は情動についての具体的診断についてではなく、 病因又は熱、 その他の場合の判断はすべて裁判官の規範的評価の問題であるとしたのであった。 中毒、 両者の歩みよりは全く不可能ではない。実際に、西ドイツの現行刑法の立法過程ではこの歩 実はヴィッターらも正常人の情動が規範的に行為を意味づける能力を害することを認めて 催眠等の布置的因子 しかし、布置的因子が存在しなくても意識障害とされる場合が認められるように (体因的意識障害と同様の状態をもたらす一時的・可逆的因子) したがって意識障害にあたるとされる。 各論者の依拠する方法論や概念の違いにあること 病因や布置的因子が存在しないあるいはその点 一九六五年の刑法特別委員会も、 これに対して、 私には精神医学や心理学 しかし、この議論の対立 疲労、 わが国にお が必要であ 村松博士 先のウン 飢餓等

例 はすでに一九五〇年に布置的因子を要求しないとして、 刑法上の学説や判例は右の精神医学・心理学の議論をどのように考慮しているのであろうか。まず、 病因又は布置的因子を要求するクライネ、 グ 西ド ル 1 V 1 の鑑定 ・ツの

を排斥した。その後も、 があった。 案の理由書が無責性を要件としないことを明言したのをうけて、実質的にはこの要件を加えない方向にあるといえる。 うに、この無責性の要件は不当だといえる。
 られた。しかし、意識障害が認められれば、責任無能力又は限定責任能力とすべきであり、西ドイツの通説のいらよ 合は完全責任能力とするのであり、 ないことを明らかにした。しかし、一方では判例はいわゆる無責性の要件を加え、自らの責任で情動爆発を招いた場 害への理解が深まってきているようにも思われるのであり、 に対して、右と同旨の鑑定を採用し、これを明確に肯定した判例もみられた。したがって、 識障害たりうるとしたのに対して、布置的因子が存在しないことを一つの有力な理由として完全責任能力とした判例 機と反応の不均衡、 を殺害した事案について、鑑定が、最近の西ドイツの議論を踏まえて、行為の無意味性、人格疎遠性、 わが国の判例は、 しかし、私が若干の鑑定書とそれに対応する判決書を調査した結果においては、 人格要因、 武村教授の見解に従い、 メツガーの鑑定を支持し、シュナイダーやグルーレの鑑定を排斥して、 犯行前の精神状態、 この無責性の要件をみたさないという理由で旧五一条の適用を否定する判例もみ もっとも、 布置的因子を要求する傾向にある。たとえば、 犯行後の行為等を詳細に検討し、 西ドイツの最近の判例は、一九六〇年草案及び一九六二年草 布置的因子を要求する判例の傾向に反省が迫られている 布置的因子が存在しなくとも意 借金返済に困って債権者 次第に情動による意識障 ほぼ同様と思われる事案 布置的因子を要求し 記憶欠損

能な場合にも予防の必要性がなければ責任を問いえないと主張した。また、 ンは刑法及び刑罰の目的を応報や責任の清算にではなく予防に求めるという立場を一貫させて、厳密には他行為が可 えるような場合でも、予防の必要性がないことが責任能力の判断に影響しうるのではないかという点である。 第二に問題になるのは、 右に述べた意識障害が明白でなく、 したがって、厳密には規範的動機づけはなお可能 ヤコブスも、 帰責は予防の手段としては ロクシ

といえよう。

可能な場合を明確にし、そこでは責任を否定することを明らかにしておけば、その他の場合に予防の必要性がないと ように思われる。 ても刑の効果を失わせるような場合や模倣の可能性を失わせる場合があるといわれており、右の考え方が適用可能なても刑の効果を失わせるような場合や模倣の可能性を失わせる場合があるといわれており、右の考え方が適用可能な うように、 きに責任を否定すること自体には賛成しうるのではなかろうか。情動については、とくにベルテルやゼーリッ が存在すれば責任を肯定するのではないかという疑念に基づく。したがって、第一の場合のように、事実上他行為 帰責によらなくても法の確証が失われないような場合には帰責を断念すべきではなかろうか。もちろん、 の見解を批判する者も多いが、それはほとんど、ロクシン等の見解は事実上他行為不可能なところでも予防の必要性 べきでないとするのである。 最終的なものであり、 行為者が同様の状況に陥る可能性は極めて少なく、他方で、情動の一回的・状況的圧倒性が一般人につい 他に法規違反が繰り返されないように環境をかえたり、治療や教育をなしうる場合には帰責す 帰責は法秩序維持にとって現段階ではなお不可欠の手段であるが、最終的手段であり、 ロクシン等 ヒが

あり、 イッの判例自身がいうように、責任無能力を認めても社会の保護に影響のない場合、つまり予防の必要性のない を浮彫りにするものである。そして、 髪を引かれ逆上し、 ント事件にみられるように、思いやりがあり、やさしく勤勉な被告人が、利己的で支配欲の強い妻とその母によって 定時点で情動が回避可能だったか否かというような意識障害の判断基準にも含まれうるようなものではなく、 先に述べたように、西ドイツの判例は無責性の要件を付加する。 クリ 和解と対立の連続の中で荷物も持ち出され、脅迫され、妻の気持ちを確かめようとしたところ逃げられ ムペルマンも無責性の要件には一般予防の必要性のない場合を類型化する機能があるとする。 側のじゃがいもナイフで刺したというような場合に認められる。すなわち、判例がいう無責性は ランゲもこのような角度から「深い」意識障害か否かを判断しようとするので しかし、その無責性の要件は、たとえばドル H クシン 西ド トム

を扱う限りにおいては、 もこの要件を予防の必要性から考える。 判例の中にも、 意識障害が必ずしも明白でない場合について、 無責性の要件をその根拠に遡って再評価するものとして妥当であると思われる。 これらの見解は、 精神医学的・心理学的に意識障害が明らかでない場合のみ 無責的な情動であることが責任無能力という判断に影 西ドイツの

響したように思われる事例が認められた。 には責任無能力を認めうるとするものもある。また、 責任能力を認めたように思われるもの等がみうけられたのである。また、このような方向は、 の精神状態についての詳しい説明なしに、たとえば、被告人の正直な性格等と被害者側の挑発等とを対比させて限定 鈴木参事官の見解によっても支持されるように思われる。そして、右の観点からも、 わが国の下級審の判例の中には、 一般的基準としてではあるが、被害者から過度の虐待・侮辱をうけたような場合 心神耗弱の限度においてではあるが、意識障害あるいは被告人 布置的因子のみを重視するわが 植松教授、 植村判事、

剰防衛不可罰の規定、 ときに、 なお、 これらの規定が予防の必要性のない虚弱性情動のみを不可罰としていることを最もよく説明できるように思 このような無責性の情動の一類型が西ドイツ刑法三三条、 さらに盗犯等の防止及び処分に関する法律一条二項の規定である。そして、このように考える わが国の改正刑法草案一四条三項の情動による過

玉

の主な判例の傾向には疑問が残る。

われる。

については、 ツの判例が無責性を認めた事例 以上が本稿の概要であるが、 モースのいうように事例の類型化が必要となろう。(3) 本稿にはなお多くの残された問題がある。まず、右の第二の予防の必要性を欠く場合 わが国の判例がいう被害者から過度の虐待・侮辱を受けた場合、さらに、 その際には、 情動を考慮した各国の立法例、 量刑の 西ドイ

題になると思われる。

事例6 実証的研究に現われた防衛型・忍従反動型等にあたる事例、(5) 被害者が積極的に犯罪に参加しているとされた事例等が参考になると思われる。 同じく量刑の研究において再犯の可能性がないとされ

支配から自信を得る前に過度の要求にさらされた場合等において、 判断するのであるが、グロースビッシュはこの精神構造の破壊を自我同一性を構成する要素の欠落と考えるのである。 学・心理学そして刑法学の通説は、西ドイッ刑法二〇条の「深い意識障害」を精神構造が破壊されたか否かによって 等から情動行為を行なった場合は、 たとえば、重要な他者の喪失、 とするグロースビッシュのモノグラフィーが最近発表された。すなわち、すでに述べたように、 うし、自我同一性の喪失がどのようにして一方では精神分裂病になり、⁽¹⁾ 精神分析的自我心理学に基づく「深い意識障害」の把握について考察する余裕はなかったが、たとえば、 といかなる同一性をも選ばず、社会の変化に合わせて自己の同一性を変化させる正常な現代人との違いも問題になろ 右の第一の場合の意識障害についても、これをエリクソンのいう自我同一性(Identität)の観点から考えよう(8) 他者との相互関係における自己関与 (der eigene Anteil) その個人はその核心において侵害されているとするのである。本稿はこのような(9) 自我同一性の拡散・喪失に陥り、 他方では意識障害になるのかといった点も問 の抑制、 以前の成功した自己 西ドイツの精神医 不安や錯乱状態 同一 性拡散

あっ(1 た。 ル よれば、 情動又は無責的な情動の場合に滅刑された。 ナ 歴史的考察についても、今後、一八七一年の旧西ドイツ刑法典以前に遡って検討しなければならない。 I も高度の情動は責任無能力となりうるとした。(3) すでにローマ法時代以来、 一九世紀に入っても、 フォイエルバッハは心理強制説の見地から無責的で高度の情動を責任無能力とし、ベフォイエルバッハは心理強制説の見地から無責的で高度の情動を責任無能力とし、べ(2) 情動は責任能力の欠如の故に滅刑事由とされており、 さらに、ベーマー しかし、 九世紀前半には主知主義あるいは知 がはじめて無責的な情動に責任無能力を認めたので カロリナ刑法時代には高 ルッバ 情 ・意を統

1 スに

体とする考え方が哲学的にも精神医学的にも支配的となったのであり、フォイエルバッハが悟性作用の障害を要件と体とする考え方が哲学的にも精神医学的にも支配的となったのであり、フォイエルバッハが悟性作用の障害を要件と し、ベルナーが主として病因の存在する場合を考えたのも、右のような背景に基づくものと思われる。このようにし とする見解が定着していったように思われる。そして、無責的な情動、布置的因子が存在しない高度の情動について て次第に、一八七一年の旧西ドイッ刑法典五一条の意識障害も病因又は布置的因子の存在する場合にのみ認められる

はあまり考慮が払われなくなったのではなかろうか。

に高度のものである場合には、これを免責しうるとする見解も主張されており、注目される。(18)(19) リーには入らないという見解が確立していることが考えられる。また、とくにマクノートン・ルールを採用する場合(モ) passion として、謀殺と故殺の区別に関しては重要であるが、責任能力の問題とはされていないように思われる。そ になるのである。しかし、最近、なお責任能力の問題としてではないが、heat of passion が無責的なものでかつ非常になるのである。しかし、最近、なお責任能力の問題としてではないが、heat of passion が無責的なものでかつ非常 の理由の一つとして、やはり、 右に述べたのと同様の背景から、 正常人は決して mental disease or defect のカテゴ 比較法的見地からは、今後、とくに英米法を研究しなければならない。アメリカ法においては、 情動が制御能力の喪失をもたらすにすぎないときは、 まさに heat of passion による故殺として扱われること 情動は heat of

することとしたい。 しかし、右にあげた点をはじめとして多くの課題が残されることになった。これらについては機会をあらためて検討 本稿は、犯行の予防についての刑罰の有効性という角度から、情動行為の刑事責任を論じようとしたものである。

- (1) Bertel, Die Zurechnungsfähigkeit, ÖJZ 1975, S.625. ゼーリッヒ=ワインドラー・中田修訳・犯罪者の類型(昭和三九年)二一八頁、三一
- (N) Bertel, a.a.O., S.625.
- (φ) Moos, Die Tötung im Affekt im neuen österreicherischen Strafrecht, ZStW Bd. 89,1977, S.817f

- (4) 被害者による不当な挑発、誘発による情動行為について滅刑を認める立法例の主なものを次にあげる。スイス刑法六四条、一一三条 (Wal-リカ模範刑法典二一〇・三条 (Model Penal Code & Commentaries, Part II, 1980, §210. 3 at 43)。 psychiatrische Maßstab bei der Beurteilung der Tötungsdelikte, Schweizer. ZStW Bd. 67, 1952, S.307ff.)、フランス刑法六四条、三二一条 der, Der Affekt und seine Bedeutung im Schweizerischen Strafrecht, Schweizer. ZStW Bd.81, 1965, S.24ff.; Binder, Der juristische und (Bouzat, Traité de droit pénal general, 2°d., 1970, p.348 st suiv.)、オーストリア刑法七六条、三四条八号(Moos, a.a.O., S.796ff)、アメ
- 下、五九二頁等参照。 下、六二頁以下、一三四頁以下。なお、殺人の罪に関する量刑資料下(司法研修所調査叢書第五号・昭和三四年)三〇七頁以下、四三一頁以下、六二頁以下、一三四頁以下。なお、殺人の罪に関する量刑資料下(司法研修所調査叢書第五号・昭和三四年)三〇七頁以下、四三一頁以 高橋正己・殺人罪における 量刑の 実証的研究(司法研究報告書一七輯五号・昭和四二年)九頁以下、 一六頁以下、二〇頁以下、
- (6) 出射義夫「殺人罪に対する量刑について」ジュリスト九五号(昭和三〇年)七頁、八頁。
- (7) 山岡一信「被害者の有罪性」犯罪と被害者第一巻(宮沢浩一編・昭和四五年)四七頁以下、斎藤訓正「殺人における被害の特性」同書第一 (昭和四七年)二五五頁以下、唐木伸「殺人動機と被害者の行為」同書第三巻(昭和五四年)一七五頁以下。
- 9 エリクソンの自我同一性については、エリクソン(小此木啓吾訳)・自我同一性(新装版・昭和五七年)、とくに一二九頁以下参照・
- Grosbüsch, Die Affekttat, 1981, S.37ff., insbes. 62ff

8

- 小柴啓吾「解説―R・J・リフトン・プロテウス的人間」現代のエスプリ七八号(昭和四七年)一七一頁、 モラトリアムとアイデンティティ拡散」同書・二〇二頁。 同「解説―E・H・エリクソン
- $\widehat{\mathbb{I}}$ Lubbers, Die Geschichte der Zurechnungsfähigkeit, 1938, S.27ff., 75f
- 12 Feuerbach, Lehrbuch des gemeinen in Deutschland gültigen peinlichen Rechts, 14. Aufl., 1847, S.1631
- 13 Berner, Grundlinien der kriminalistischen Imputationslehre, 1843, S.116.
- 14 神医学一〇巻七号(昭和五六年)七九五頁以下。 中宗根玄吉・精神医学と刑事法学の交錯(昭和五六年)一四七頁、二一六頁以下、武村信義「司法精神医学の伝統的立場と心理学」臨床精
- 15 Model Penal Code & Commentaries, Part II, 1980, §210. 3at 65. なお、そこでは、extreme mental or emotional disturbance という表現が用
- $\widehat{16}$ 除しているとはいえない。 但し、たとえばアメリカ法律協会模範刑法典四・○一条自体は mental disease or defect を積極的に定義してはいないので、 情動を全く排
- 17 See People v. Conley, 64 Cal. 2d 310 (1966); People v. Poddar, 10 Cal. 3d 750 (1974).

- Dressler, Rethinking Heat of Passion: A Defense in Search of a Rationale, 73 The Journal of Criminal Law & Criminology 421 (1982).
- 19 18 る。江口三角「フランス刑法における強制の理論」犯罪と刑罰下(佐伯博士還暦祝賀・昭和四三年)一〇二頁以下。しかし、ヴォーダル=マ る強制として無罪を認める傾向があった。Vidal et Magnol, Cours de droit pénal et de science pénitentiaire, tome 1, 9° éd. 1949, p.340 note ニョールによれば、重い刑が規定されている犯罪について、裁判官が減刑するか否か必ずしも明らかではないような場合に、陪審は情動によ フランスにおいても情動は責任能力の問題ではなく、強制の問題となるにすぎない。そして、強制の原因としても認められないとされてい
- 以下、とくに一六○頁、一六七頁。また、殺人を他者との共同存在の不能としての性的、社会的及び実存的フラストレーションから説明する 試みも殺人防止のための刑罰以外の手段を示唆するものといえよう。ガイスプレヒト・武村信義訳・殺人――実存的限界状況の分析(昭和五 殺人の発生防止について刑罰以外の手段を積極的に考慮すべきことを強調するものとして、岡崎文規・殺人の研究(昭和三八年)一五七頁
- 21 を考慮してはならず、解決は原因において自由な行為の法理にのみ求められるとする点にある。 とはできないが、私見との相違は、中空論文は激情行為は原則として責任無能力であるという前提に立つ点、したがってまた、予防の必要性 五年)一三頁以下。 本稿脱稿後に、中空寿雅「激情行為と責任能力」早稲田大学大学院法研論集第二七号(昭和五七年)が発表された。ここで詳しく論じるこ